

平成27年第5回那須烏山市議会9月定例会（第1日）

平成27年9月1日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 5時20分

◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	網野榮
こども課長	齋藤進
農政課長	糸井美智子
商工観光課長	堀江功一
環境課長	薄井時夫

都市建設課長	高 田 喜一郎
学校教育課長	岩 附 利 克
生涯学習課長	佐 藤 新 一
文化振興課長	両 方 裕
代表監査委員	岡 敏 夫

◎事務局職員出席者

事務局長	水 沼 透
書 記	塩野目 庸 子
書 記	藤 野 雅 広

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 9号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 6号 那須烏山市工場立地法準則条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 7号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 8号 那須烏山市手数料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 1号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 2号 平成27年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 3号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 4号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 5号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第10号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第16 議案第11号 損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第17 議案第12号 平成26年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（市長提出）
- 日程 第18 認定第 1号 平成26年度那須烏山市一般会計決算の認定について

(市長提出)

- | | | | | |
|----|-----|-----|----|--|
| 日程 | 第19 | 認定第 | 2号 | 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について(市長提出) |
| 日程 | 第20 | 認定第 | 3号 | 平成26年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について(市長提出) |
| 日程 | 第21 | 認定第 | 4号 | 平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について(市長提出) |
| 日程 | 第22 | 認定第 | 5号 | 平成26年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について(市長提出) |
| 日程 | 第23 | 認定第 | 6号 | 平成26年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について(市長提出) |
| 日程 | 第24 | 認定第 | 7号 | 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について(市長提出) |
| 日程 | 第25 | 認定第 | 8号 | 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について(市長提出) |
| 日程 | 第26 | 認定第 | 9号 | 平成26年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について(市長提出) |
| 日程 | 第27 | 付託第 | 1号 | 請願書等の付託について(議長提出) |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。平成27年第5回那須烏山市議会9月定例会初日でございます。本日、議会傍聴に足を運んでいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、平成27年第5回那須烏山市議会9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長及び代表監査委員の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る8月25日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（佐藤昇市） ここで、市長の挨拶とあわせ、行政報告を求めます。
大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） おはようございます。平成27年第5回那須烏山市議会9月定例会の開会に当たりまして、御挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、何かと御多用、御多忙のところ、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

ことしの夏は全国的に記録的な猛暑でございました。東京都心では、8日連続で猛暑日になり、観測記録を更新。那須烏山市におきましても、真夏日が41日ございました。昨年も本市の8月の真夏日は、観測史上最多を記録いたしておりまして、年々夏の暑さが厳しさを増しているように感じられます。しかしながら、8月中旬以降、極めて異常な天候が続いております。日照不足、低温による農作物への悪影響等を危惧をいたしております。

このような中、いよいよ実りの秋を迎えました。市内各所で黄金色の美しい田園風景が広がっております。ことしは、今のところ台風の影響も少なく、おおむね天候に恵まれましたことから、ほぼ順調に生育をし、農林水産省が発表いたしました27年産米の作柄状況は、本県はいずれも平年並みとのことであります。27年産は飼料用米への転換が進んでおりまして、主食用米も作付けが抑えられておりますことなどから、帝国データバンクなどでは、当面の米価は26年産米よりも上がるだろう。このように予想しているようであります。

市内に目を向けてまいりますと、夏の風物詩ともなっております恒例の山あげ祭といかんべ

祭が7月、8月、続けて開催をされまして、県内外から多くの観光客が本市を訪れました。特に、ことしは那須烏山市合併10周年を記念いたしまして、例年以上に盛大な内容で開催をされまして、山あげ祭では、特別公演の乗合舟が披露され、公演場所の山あげ会館前へ多くの人々が足を運びました。来場者も昨年を2,000人上回る8万2,000人となり、ユネスコ無形文化遺産登録に向けて弾みがついたものと感じております。

いかんべ祭におきましても2万7,000人の観光客を市内に迎え入れました。毎年、恒例のパレードでは、議員各位にもお世話になりながら、合併10周年の横断幕を掲げさせていただきました。若年者を中心に人口が減少し、活動の主力となります人々が固定化する中で、いかに人材を確保し、育成するかが大きな課題と考えているところでございますが、いずれのお祭りも市を代表する観光資源、文化資源でありますことから、長く伝えてまいりたいと考えております。

また、地方創生の鍵を握ると言っても過言ではない都市との交流事業も積極的に進めているところであります。ことしも、7月末に埼玉県和光市の親子9組、31人が本市を訪れまして、農家等にホームステイをいたしました。この事業は、里山を肌で感じられると大人気でございます。毎年、定員を上回る応募があると聞いております。11月には、市内の少年サッカーチームが和光市を訪れる予定になっております。

8月1日、2日には、いなか川遊びを開催し、豊島区から66人の親子が訪れました。この事業も年々応募が増えまして、参加者を抽選で決定をさせていただいております。本市の親子11人も参加し、田舎体験を通して交流を深めたところであります。今後も連携を強化し、この都市交流事業を推進してまいりたいと考えております。

8月1日には、夏季巡回ラジオ体操が烏山小学校で開催されました。1,000人を超える参加者が爽やかな汗を流しました。ラジオ放送の冒頭で山あげ祭なども紹介され、国内外に那須烏山市の名が発信されたところであります。

さて、本年度は、那須烏山市誕生10周年であると同時に、地方創生元年と位置づけ、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定するなど、全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。

先日、市の人口動向を展望した人口ビジョンの骨子案を発表させていただいたところであります。主な内容は、2030年までに出生率1.8人とし、2040年に人口2万人を維持するとしております。今後は、市民の皆様方始めアンケート調査を実施し、議員の皆様方にも御意見を頂戴いたしながら、来年3月の策定に向けて取り組んでまいります。

また、3月補正予算で議決をいただきました地方創生先行型の事業も順調に実施をさせていただいております。主なものとしましては、地域の消費喚起対策といたしまして発行いた

しましたプレミアム付商品券も、プレミアム率が20%ということもありまして、販売開始から1日半で完売をいたしました。

グローバル人材育成事業といたしまして、外国語指導助手を配置いたしましてスタートいたしました市民向けの英語塾も順調に立ち上がりまして、現在、8クラス、83人が受講いたしております。内容も充実しておりますと評判がいいと聞き及んでおります。

市民促進協働事業といたしまして、新たな担い手の育成を目指しまして創設いたしましたまちづくりチャレンジプロジェクトも、1次募集におきまして4団体が決定し、事業を開始したところでもあります。地域課題の解決に向けての活動を大いに期待をしているところでもあります。

また、市役所職員で組織いたしました那須烏山市営業戦略部隊も積極的に活動を展開いたしております。具体的には、県内の企業訪問、空き店舗、空き家情報収集、県内外でのイベント会場におけるPR活動、フェイスブックの開設等を行っているところでもあります。今後もスピード感を持って、安全で安心な魅力あるまちづくりのために努力をする所存であります。

さて、今次定例会におきまして提案申し上げます案件、報告案件3件、補正予算案件5件、条例案件3件、人事案件1件、議決案件3件、認定案件9件、計24件でございます。何とぞ御審議を賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤昇市） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

1番 相馬正典議員

2番 小堀道和議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から9月15日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（佐藤昇市） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第1号 専決処分の報告について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分いたしましたので報告をするものでございます。

内容は、平成27年6月5日午前9時ごろ、那須烏山市三箇1604の三箇上スクールバス停留所におきまして、こども課つくし幼稚園嘱託運転手が運転する公用車（つくし幼稚園通園バスNo.1480）が園児を乗せ出発しようとした際に、駐車していた相手方車両に接触をし、相手方車両に損害が発生をしたものであります。

なお、損害賠償額は相手方車両の修理費及び修理完了までの代車費用であります。合計損害額16万5,210円全額を市が支払うことで和解が成立をいたしましたので報告をするものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全額加入保険料により支払われておりますことを申し添えます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件でありますので、この際、質疑があればこれを許します。

3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） おはようございます。何点か確認のために質問させていただきます。

このバスには園児は乗車していたのでしょうか。それと、もし乗っていたら、その園児たち

にケアはしたのでしょうか。まず1点お願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） ただいまの滝口議員の質問にお答えいたします。

園児バスが三箇スクールバスで停車し、バックしたとき2名を乗せておりました、その後、6名が乗車して園のほうに戻りました。その後、運転手も添乗員も気づかずにいたものですから、その後、相手方から通報がありまして、その状態を知ったという状態ですので、そのまま特に子供にはそういうケアということはしておりません。事故があったということだけは全員にメールでお知らせしたところでございます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） それは世の中でいうと一般的には当て逃げというんでしょうけども、非常にまずいことだと思うんですが、その園バスの修理の費用のほうは逆にかかったのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 詳細を申し上げますと、園のバスのボディーは長いものですから、接触した状況がわからないでしょうという警察の説明もありまして、状況写真を撮ったところ、写真ではちょっとわからないという状態でしたので、運転手さん、添乗員さんは当然気づかないでしょうということでございました。

修理につきましては、相手方のホンダの車でございましたが、そちらの修理代でございまして、バスのほうは特に傷も、見た感じもないものですから、そのまま修理はしておりません。

以上でございます。

○3番（滝口貴史） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 私のほうから、これからの事故再発防止のために1点だけ要望申し上げます。

もう既に各議員に配付されております平成26年度の行財政報告書、この中の総務課の欄の44ページを見ますと、公用車管理については事故発生の抑止効果を目的に公用車にドライブレコーダーを導入するとともに、公用車運転記録を徹底していると。さらに、事故発生対応マニュアルを作成するなどして公用車の事故防止対策に努めていると。そのように記載をされています。これはこれで、職員のほうは徹底されると思います。

しかし、今回の事故は、つくし幼稚園の運転手で多分これはシルバー人材センターの会員、それが運転したのではないかと思います。そうしますと、こういうところの運転手までなかなかそういった事故防止の徹底が図られないのではないかと私は心配しているんですよ。シル

バー人材センターの運転手の事故というのは、これが初めてではありません。もう過去にも何度かあります。

そういうわけですから、ぜひこれは総務課が担当するのか、それともこども課の課長が担当するのかわかりませんが、こういった面の事故防止のための教育、指示、徹底をぜひお願いをしたいと思います。これは私の要望として受けとめていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 答弁はよろしいですか。

17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 今、この案件について2人から質問があったわけでありますが、私からは、先ほど3番滝口議員のほうから質疑があった関係について、さらに詳しく聞きたいなと思っております。

と言いますのは、園児を乗せたバスが発車をして、シルバー人材の運転手だといえどもプロですよ。そして、添乗員と言いましたけれども、添乗員というのは保母さんが添乗員をしていたと、そういうふう理解をするんですが、ただ、お二人とも気がつかなかったと。これはどういうことなのか。気がつかないのに何で金を払うんだということを言いたいんですね。

これは誰が、このお金を払わなくちゃならなくなったこの経過、間違いなくこの市の100%ですからね、これ。まるっきりこっちが悪くなっているんだから、とまっていた車だろうと想像はつきます。つきますが、そういう中で、16万5,210円の損害賠償を払うわけでありますが、修理費で幾ら、代車で幾ら、内訳をさらにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） ただいまの質問にお答えいたします。

気がつかなかった部分につきましては、本道に出るときに若干段差がございます。そこに運転手が、乗ったものと思ってそのまま通過して、通常そういう体感で運転されているんだと思います。その後、そこにいた保護者と、そこに立ち会っていたごみステーションの運転手さんが若干当たったということを確認しております、傷自体がほとんど目立たなかったののでどうしようかと悩んだそうですけども、一応報告したほうがいいでしょうということで、戻ってきってから報告を受けまして、警察を入れまして確認した次第でございます。

写真等撮りましたところ、警察もどこかわからなかったようですけども、写真ではちょっと場所がわからないということでしたが、ここでしょうという指示があつて、若干布でこすったようなところがありまして、接触があつたと確認を警察もしたものですから物損事故ということで、誠意を見せるということで、今回、このような事故処理をさせていただきました。

内訳でございますが、修理費が4万8,570円でございます。残りが修理期間中の代車

でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 大体いきさつはわかりました。第三者がそうだろうと、間違いなく当たったんだろうというふうな判断だというんですが、やはりバスのほうには全くわからない程度の傷といいますか、ほとんどわからないというのが現実だったのかなと、今の答弁だとね。

ただ、これ、送ってきた園児の親御さんの車なのかなというふうには判断するんですが、その辺で、やはり、そのときにきちっと誰もが納得する形で、あれっという判断で即接触としたとわかれば一番よかったのかなと。後で当たったんだということになると、何か後味がすっきりしない部分が出てきて、ちょっとおかしいな、これ、当たっているのは、ほかで傷つけたやつをそれになすりつけちゃうのかなというふうにも考えざるを得なくなっちゃう場合もありますから、やはりその辺。

これから何回もこういう事故、毎回のように出ます。恐らくこれからも出るでしょうね。そういうのは慎重に対応していただかないと、言うほうもあまりいい気持ちでは質問しておりませんし、答弁するほうだって毎回嫌な思いでやっているように見受けられますから、交通安全対策、総務課長を中心に恐らくやっていると思うんですが、危機管理も含めてさらに徹底をしていただいて、なるべくこういう案件は出ないように。出ても最小限で、あまり大きな数字になるとまた大変ですから、保険には入ってはいるようではありますが、慎重に対応していただきたいと申し上げて終わります。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 損害賠償の額の決定及び和解でございますが、今の説明をお聞きしましたところ、修理代が4万8,570円、それを引きますと代車費用は11万6,640円なんですよ。修理代の2倍以上も代車代がかかるというのはね、どうもこれ、解せませんね、はっきり言って。だから、例えば修理工場に預けて、いろいろ仕事があるから後回しにして、後回しにして代車代を車を貸して、その分稼ぐと。こういうことが、いかにそういう公用車関係の市町村の損害賠償の保険が適用になったとしても、こういうことはあり得るんですか。修理代の2倍以上ですよ。そういうのはちょっと、常識ではいかななものかなというふうに思います。

2つ目の質問は、先ほど中山議員のほうで質問されましたが、その後のほうに、本年度より過年度中に公用車事故を起こした職員に対し、烏山自動車学校で安全運転講習を受講させることをルール化して実施したというふうにありますけれども、これは何名がこの安全運転講習を受講されたのか。数字をお知らせいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 事故発生がありまして確認しまして、その後、事故の確認をしたわけでございまして、相手方に損害を見積もっていただくような処理をしました。その後、代車の費用があったということが発生しまして、それについては詳細がうちのほうには来ていませんけれども、12日間の修理がかかりまして、1日9,720円がかかったということで請求されたものでございまして、組合のほうでそれを支払ったという形になってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 事故等を起こした職員への教習所で行う再教育につきましては、昨年6名、本年2名、既に受けさせております。

以上です。

○18番（平塚英教） 納得いきませんが、わかりました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第4 報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（佐藤昇市） 次に、日程第4 報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程されました報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、農業公社の平成26年度経営状況説明書が提出されましたので報告をするものであります。

那須烏山市農業公社は一般財団法人といたしまして、地域や地元自治体の要請を踏まえ、農業の振興と農業者の経済的、社会的地位向上に寄与することを目的といたしまして、農地利用集積円滑化事業を初め、農作業受委託事業、防除航空散布受託事業、飼料用稲（WCS）供給

事業を主な事業として取り組んでおります。

今般の農業の現状は、農業従事者の兼業化や高齢化、後継者不足等によって農業生産力が低下いたしております。このような状況の中で、農業公社はそれらを解消するために多様な担い手といたしまして、また、地域活性化を担う組織といたしまして、農家の受け皿として大きな役割を果たしております。

現在の財政状況は、主要事業の効果もあり安定してきております。特に、平成23年度から取り組んでおります飼料用稲供給事業は順調でございまして、転作田の有効活用及び食料自給力向上対策といたしまして安定的な経営を目指し事業展開をしているところであります。

なお、詳細につきましては、農政課長から説明をさせますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 命によりまして補足説明をさせていただきます。

一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況でございますが、平成26年度の主な事業実績ですが、農作業受委託促進事業につきましては、水稻関係の受託事業が主なものとなっております。田植え関連作業につきましては、申し込み戸数20戸、実施面積16.5ヘクタール。刈り取り作業につきましては、申し込み戸数50戸、実施面積26.8ヘクタールの受託作業を行いました。

また、那須烏山市農作物病虫害防除協議会より受託しました無人ヘリコプターによる農作物の病虫害防除航空散布事業につきましては、水稻、麦を対象に実施し、水稻散布は南那須地区で実施面積が782.6ヘクタール、烏山地区では691.7ヘクタール、また、麦散布につきましては24.2ヘクタールを実施し、水稻、麦と合わせまして1,498.5ヘクタールの航空散布を実施しました。

次に、平成23年度より本格的に取り組みました資料用稲WCSの供給事業につきましては、面積で36.4ヘクタール、販売ロール数で3,055個を管内の畜産農家等に販売するとともに、作付け農家への個別所得補償交付金約2,800万円を国から支払いを受けました。なお、事業実績の詳細につきましては、事業報告書のとおりでございます。

次に、平成26年度の収支決算についてですが、法人会計基準の改正により、必要書類は貸借対照表、正味財産増減計算書となっております。公社の財政状況の詳細につきましては、経常収益合計額5,689万4,556円、経常費用合計額5,432万4,436円、当期経常増減額257万120円となっております。

以上、提案理由の補足説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件であります、この際、質疑があればこれを許します。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 2点ほどお伺いいたします。

まず、この報告書の1ページを開きますと、公社直営の受委託事業、さまざまな事業が載っておりますが、公社としては、まだまだこの受け入れるだけの余裕があるのでしょうか。これが1点です、まず。

2点目は、事業収益で5,000万円ほど計上しているわけですが、これから運営するに当たって、この農業公社の課題とするところ、この辺のところはどうなのか。見ますと、もう結構古くなっている機械器具などもあります、これらも含めて、これからの公社の抱える課題について何かありましたら、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 中山議員の質問にお答えいたします。

まず、公社の受委託作業とまだ余力があるかということでございますが、ただいま農業公社のほう、職員4名、それから時期的なパートが3名で作業等を実施しているとのことでございます。

制度等ございまして、議員御指摘のとおり、機械の老朽化、それから、人数の制限、いわゆる受委託しかできていない状況等ございまして、規模的には、今のところ手いっぱいというのが農業公社の見解でございます。

それから、公社の課題ということでございますが、今、順調でございます収益事業のほうでございまして、受委託のヘリの防除作業とか、受委託の作業とかでございます。これ今、申し上げましたとおり手いっぱいということがありますので、この辺が伸び悩みになってくるのかなというのがまず1つでございます。

それから、農地を持ってないというシステムの制限がございますので、業務の拡大につながらない。それから、耕作放棄地や中山間地域等の受託につきまして、やはり人的、それから機械的などがございまして、そういうところを請け負いきれないというあたりが課題というふうに認識しております。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 受委託能力は現在でも、もういっぱいいっぱいだ、限度だということなんですが、今、職員が4人で運営している。さらにパートがいるようなんですが、じゃあ、職員を増やせば、まだまだこういった受委託は伸ばすことができるのでしょうか。まだ、職員を増員したからといって、今度は職員給がかかりますからそれで採算がとれるのかどうか、こ

の辺のところも非常に難しいところがあると思うんですが、この辺のところはどうなんですか。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 議員御指摘のように、収入と支出のバランスのこともあります。職員の増員とか経営の形態とかにつきましては、調査、研究しているところでございます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 今の中山議員の質問に関連するんですけれども、受委託作業等を中心に目いっぱいということでもあります。現に、ことあたりは、結果的にはここに出ている数字の申し込みであって、それを100%対応できたのか。あるいはもっと希望はあったんですけれども、そのうち一部断らざるを得ないものがあつたのかどうか。その1点だけちょっと説明いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 詳細には確認しておりませんが、先ほどちょっと申し上げました小規模な中山間の地区とかにつきましては、どうしても申し込みがあつても受けられないという状況でお断りしているということをお聞きしています。

それから、一部につきましては、農業公社、直接請け負うのではなく、関係農業者にお願いしているという部分もあると思っております。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） じゃあ、条件の悪いところなんで断らざるを得なかったと。他の方法で個人の方を紹介したりで請け負ってほしいということはあつたということではありますが、条件のいいところでちょっと目いっぱいですからできませんよという断り方はなかったようにとれたんですが、そういう解釈でよろしいかどうかだけ確認させてください。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） はい。そのとおりでございます。

○議長（佐藤昇市） 6番田島信二議員。

○6番（田島信二） あと小規模のところに対しての小規模の機械を導入するということとはできないんですか。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） その辺も含めて、今、農業公社の今後の経営方針というか、形態等について、協議、研究を始めたところでございます。今のところ、機械対応ができないということでございます。

○議長（佐藤昇市） 6番田島信二議員。

○6番（田島信二） その断った件数は何件ぐらいあるんですか、請け負って。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 申しわけありません。把握してありません。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 今の質問に関連なんですけど、この農作地の放棄の問題は非常にこれから大きな問題になるということで、私も前にも一般質問で取り上げましたけれども、このまちの中をずっと回って歩いて明らかに放棄地の田畑は増えていることは間違いないですよ、目で見てわかります。今は山間地の条件が悪いところの話になっていますけれども、広いところでも、今、請け負ってくれているところもあと3年か4年で返さざるを得ないよねという人が結構多いです。

なので、これは明らかにこれからの検討課題なんだけど、もうもっともっと緊迫した検討課題だと思うんですね。多分農政課長もそうだと思うんですけども、これ、全国規模なので、うちのまちだけでやれるわけじゃないかなんていうふうなことを思っているかどうかわかりませんが、明らかに国がどうのこうのよりも、うちでやって、いろいろなことを考えて手を打つということが、一番今、求められているのかなというふうに思っていますので、今は受け皿のほうに、誰かやってくれませんかというだけの、それと職員がこれしかないからできないというそのレベルから大きく脱却しないといけない問題だと思うので、ぜひいろいろなところに相談して進めてほしいと思います。決意だけちょっと聞かせてください。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 農地中間管理機構というのが昨年からできまして、その辺との絡み等を含めまして、農業公社の法人としてのあり方、手放された農地を直接借りられないかとか、そういうところにつきましても調査研究して、今後の経営に結びつけたいと考えております。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 航空散布でございますが、10ページの正味財産増減計算書の数字を見ますと、若干増えているというような状況でございますが、米価が昨年は大幅に下落をしまして、今の休耕田が増えるというのとダブるような話になっちゃうんですけど、その辺を懸念をしているんですけども、いずれにしても、前年度と比較しまして、これは平成26年度ですだからね、平成25年度と比較をしてこういう数字だというふうに思うわけなんですけど、平成27年度は実質的に、無人ヘリコプターによる航空散布は面積はどんな推移になっておりますか。説明いただければと思います。

あわせて、飼料用のWCSの益金ですね、これも若干増えております。面積等を拡大したものであるというふうには思われますけれども、こういうようなものの収益で基金を取り崩していたものを積み立てて元に戻したというふうを考えるわけなんですけれども、今年度で平成26年度で全部元に戻したという考えでよろしいのか。その金額は幾らということになっているのか、御説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） お答えします。

まず、1つ目の航空散布の平成27年度の面積ということでございますが、大変申しわけありません。過去の数字ばかりちょっと意識しまして調べたんですけれども、本年度のは本日、資料を持ち合わせておりません。後日、よろしければ提供させていただきます。

それから、基本財産の3,000万円の取り崩しの件でございますが、平成22年から計画、年間150万円の倍の300万円ずつ戻しながら、平成26年度をもちまして全て戻りました。完済になりました。

以上です。

○18番（平塚英教） わかりました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおりでありますので御了解願います。

◎日程第5 報告第3号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（佐藤昇市） 日程第5 報告第3号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第3号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率と、その算定基礎事項を記載した書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけまして御報告をするものでございます。

健全化判断比率等の4つの比率につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに該当はございませんでした。

実質公債費比率につきましては8.4%で、対前年比0.6%減であります。これは平成11年度保健福祉センター整備及び平成元年度義務教育施設整備、平成6年度大桶運動公園整備等の事業実施により発行いたしました事業債の元利償還金が償還終了によりまして7,359万3,000円を減額をしたこと、また、交付税算入率の高い合併特例債等の発行により、公債費に係る基準財政需要額が1億2,767万9,000円増額となったためであります。

将来負担比率につきましては32.3%、対前年比11.1%減であります。これは公営企業等に対する公営企業債の繰出見込額及び広域行政事務組合の負担等見込額が2億1,93万3,000円減額したことによりまして、将来負担額が減額となったこと、また、決算余剰金等による財政調整基金及び市有施設整備基金等へ2億円を積み立てたことによりまして、地方債残高に対し充当可能基金が増額となったものでございます。

資金不足の比率につきましては、該当はございません。

平成26年度健全化比率につきましては、基準を下回っており健全段階にあると言えますが、今後、合併特例債の発行による地方債残高の増額が予想され、財政調整基金の取り崩しなど、今後の財政運営は厳しい状況が予想されます。

なお一層の行革に取り組みながら、健全な財政運営を図ってまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。本件も報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、報告第3号については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第6 議案第9号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤昇市） 日程第6 議案第9号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第9号 人権擁護委員の候補者の推薦

について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づきまして、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦をすることになっております。

現在、人権擁護委員であります鈴木三男氏及び平塚禮子氏が平成27年12月31日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員といたしまして、引き続き平塚禮子氏と今回勇退をされます鈴木三男氏に代わりまして新たに橋本恵子氏を推薦をいたしたく、提案をするものでございます。

平塚禮子氏は、平成22年1月から2期6年間にわたりまして、人権擁護と人権思想の普及推進に邁進をされまして、現在、J A 那須南関係団体の役員も務められておりますかたわら、地域における諸活動においても尽力をいただいております、引き続き人権擁護委員として御期待を申し上げる次第であります。

勇退をされます鈴木三男氏は、平成19年1月から3期9年にわたりまして、人権の擁護と人権思想の普及高揚に貢献をされました。ここに鈴木三男氏の長年の御活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

今回、新たに推薦をさせていただきます橋本恵子氏は、誠実、温厚なお人柄で、36年の長きにわたり栃木県教職員として昭和54年4月に高根沢町立中央小学校を初め、その後、主に塩谷地区の小中学校におきまして、ことし3月まで奉職をされ、現在は栃木県の非常勤講師として引き続き教鞭をとられておられます。

平塚氏、橋本氏、両氏とも地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任者でございます。どうぞ御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

16番高田悦男議員。

〔16番 高田悦男 登壇〕

○16番（高田悦男） ただいま上程中の議案第9号 人権擁護委員候補者の推薦について、本案に賛成の立場から討論を行います。

今回、新たに推薦されました橋本恵子さんは、市長の提案理由の中にもありましたように、昭和54年3月に大学を卒業、同年4月、高根沢町立中央小学校に着任、その後、塩谷地区の小中学校で36年間教鞭をとられました。

平成27年3月、高根沢町立中央小学校教頭職で早期退職の道を選ばれたということですが、その理由としましては、ことし90歳になられたお母さんのために家にいる時間を多くしたいという親孝行の考えからと聞き及んでおります。

地域住民からの信望も厚く、優しさと正義感の強さからも人権擁護委員候補者として最適任者であると思います。

以上、全会一致での可決、御決定をお願い申し上げまして、私の賛成討論のまとめといたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第9号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第7 議案第6号 那須烏山市工場立地法準則条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第7 議案第6号 那須烏山市工場立地法準則条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第6号 那須烏山市工場立地法準則条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

工場立地法は、工場の立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるように定められたもので、一定規模以上の特定工場を新設、変更する事業者は、生産施設の割合、緑地面積の割合、環境施設面積の割合について、国の準則に適合の上、市に届け出る必要があるというものであります。

これが第2次地域主権一括法の施行に伴い、工場立地法に関する地域準則制定権限が全ての市に移譲されました。市の区域に対しましては、市が緑地面積、環境施設面積について準則を定めることができることとなったものでございます。

本市は、豊かな自然環境を誇り、市民生活に影響を及ぼすような大きな環境問題もございません。一方、人口減少、通勤の流出傾向は本市最大の課題であります。働く場の確保あるいは工業振興は重要な施策であります。これら本市の自然的、社会的条件を勘案した場合、工場敷地の緑地面積率等を緩和する那須烏山市工場立地法準則条例の制定が妥当と判断をさせていただいておりますので、本案として提案するものでございます。

詳細につきましては、商工観光課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） それでは、命によりまして、議案第6号 那須烏山市工場立地法準則条例の制定について御説明申し上げます。

ただいま市長が提案理由で御説明したとおり、本市の豊かな自然を守り、働く場所の維持確保を推進することが最重要施策と考えておりますことから、工場立地の緑地面積率及び環境施設面積については緩和することが妥当と判断し、制定するものであります。

条例の1ページをお開きください。第1条は制定の趣旨であり、第2条は定義となっております。第3条がこの条例の主となる部分ですが、対象区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を、国の基準に対して緩和、変更することを規定するものであります。

ここで条例中の用語について補足説明いたしますと、緑地とは、木が植えられている土地及

び芝などで表面が覆われている土地などを言います。また、環境施設とは、噴水、池、屋外運動場、広場等の施設を言います。本条例で緑地及び環境施設の面積率を緩和する区域は、都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び同号の用途地域の指定のない区域並びに都市計画区域外の区域になります。その区域について、緑地の面積の敷地面積に対する割合を100分の10以上に、環境施設の面積の敷地面積に対する割合を100分の15以上にそれぞれ緩和することにしたものであります。表のとおりでございます。

第4条は、緑地がほかの施設と重複する場合の緑地面積への算入割合について規定するものであり、緑地がほかの施設と重複する場合、例えば施設の屋上に設けられる緑地や施設の壁の面に設けられる、いわゆるグリーンカーテン等については、その面積の50%以内において緑地面積に算入できることを定めるものであります。

第5条は、敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にわたる場合の適用を規定するもので、敷地の割合が高い地域の規定を適用することを定めるものであります。

2ページをお開きください。第6条は、隣接する地方公共団体の長との協議について規定するものでありまして、特定工場の敷地が隣接地方公共団体の区域にわたる場合に、市長が当該地方公共団体の長と協議して定めることとしたものであります。

附則については、1として、この条例は平成27年10月1日からの施行になっております。

2の経過措置として、工業立地法が制定される前に設置された、または設置のための工事が行われていた工場について、その後、生産面積の増加になった場合の緑地及び環境施設の面積の計算方法について記載しているものでありまして、工場立地に関する準則の備考で定められております。そこで条例中の緩和された緑地及び環境施設の割合の面積で計算することとするため、その工場立地に関する準則中の計算式の読みかえについて定めるものとなっております。

以上で、条例制定についての補足説明とさせていただきますので、何とぞ慎重御審議の上、可決決定されますよう重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 那須烏山市工場立地法準則条例の制定ということでございますが、内容については国の基準のものを準工業地域、工業地域、用途地域以外の都市計画区域及び都市計画区域外の区域というものについて、緑地を10%以上、環境施設を15%以上と、それぞれ国の基準10%を緩和すると、こういう条例を制定しようということですね。

これから定住促進とか企業誘致ということが、25年後に人口2万人を何としても維持する

んだということの基本の1つになるのかなというふうに考えているわけなんですけれども、その点で、今、行政のほうで企業誘致とか、工場の増設とか、そういうものについて希望的な何か見込みとか働きかけとか、そういうものがありますか。逆にここにある工場が統合でほかに行ってしまふなんていう話も聞いておりますので、何とかここを脱却したいなというふうに思うんですけれども、市長のほうからでも結構なんですけど、ぜひこの工場立地準則条例を適用できるような対策を練っていただきたいなと思うんですけれども、どんな努力をされているのか説明いただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ここでちょっと休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時14分

○議長（佐藤昇市） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第6号については、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） よって、議案第6号については、経済建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第7号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第8 議案第7号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年5月に公布をされた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が本年10月5日から施行されることに伴い、市の機関が保有すること

となります特定個人情報の厳正な管理と適切な運用を行っていくこととするために、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それでは、命により本改正の主な内容につきまして御説明申し上げます。

議案書をめくっていただき、改正案の1ページ目をお開きください。今回の改正の趣旨は、市長の提案理由においても申し上げましたとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、本日の説明では以下番号利用法と省略しますが、その番号利用法に基づくいわゆるマイナンバー制度が始まることに伴います改正でございます。

既に御承知のとおり、本年10月から国民一人ひとりに12桁の個人番号が付番、通知され、来年1月から実際の運用が開始されることとなっております。このマイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理することで、事務を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する制度ということで、マイナンバーを利用することで個人、個人の正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られること。また、大災害時における被災者支援、各種行政事務の効率化が図られることなどが効果として期待されているところでございます。

一方で、個人番号が付番され、各分野間で情報の連携が行われるようになると、さまざまな個人情報が特定の個人のものとして名寄せされ、個人番号を用いることにより、特定の個人を容易に識別できるようになります。この個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報と言いますが、万が一、特定個人情報が悪用された場合には、個人の権利、利益を損なうおそれが一般の個人情報に比べて一層高まることが懸念されておりまして、そこで番号利用法では、特定個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、または漏洩することがないように、特段の保護措置が定められているところでございます。

具体的には、特定個人情報の収集や利用等については、番号利用法の規定に基づくものである場合だけを認めているところでございます。したがって、今回の改正のポイントは、個人情報保護条例上において、これまでの一般の個人情報の収集や利用等の取り扱いが特定個人情報には適用にならないようにし、あくまでも特定個人情報の収集や利用等については番号利用法の規定に基づき取り扱われるように整理するとか、特定個人情報の保有や利用が始まることに伴い、不正な情報提供等がなされる懸念があり得ることから、開示請求、訂正請求及び利

用停止請求といった個人情報の正確性、取り扱いの適正性を確保するための仕組みも一部見直し、権利の容易な行使及び利便性の向上を図るようにするものでございます。

なお、今回の改正は、1つの条例の改正にもかかわらず、3条に分けて改正する形をとってございます。これはマイナンバー制度の施行段階に合わせて規定の整備を行うことによるものでございまして、まず、第1条による改正においては、主に個人番号の通知が始まる本年10月5日段階で必要となる規定の整備を行い、9ページからの第2条による改正においては、実際の個人番号の利用が始まる来年1月1日段階で必要となる規定の整備を行い、10ページからの第3条による改正においては、情報提供ネットワークシステムを通じた国の行政機関の間での情報のやりとりや自治体の間での情報のやりとり、いわゆる情報連携が始まる平成29年1月ごろの段階で必要となる規定の整備を行おうとするものでございます。以上が、マイナンバー制度及び条例改正の概要でございます。

では、具体的な改正内容について説明してまいります。再度改正案の1ページ目にお戻りください。まずは、第1条による改正でございます。最初の第2条の改正は、定義規定の整理を行うものでございます。具体的には、現行の定義内容の見直しを行い、統合や削除を行うほか、マイナンバー制度の施行に伴い、第5号で特定個人情報、第6号で保有特定個人情報、第7号で特定個人情報ファイルの各用語を追加し、番号利用法と同様の定義を行うものでございます。

次に、2ページ目をお開きください。第6条の改正は条文内容に見合った見出しの修正を行うものでございます。次の第7条の改正は収集の制限にかかわる改正ということで、一般の個人情報の収集は本条例第7条の規定に基づき行うこととなりますが、特定個人情報の収集については番号利用法の規定に基づき行うこととなりますので、特定個人情報については第1号という文言を加え、この第7条の第1項及び第2項のそれぞれの(1)法令等の規定に基づくときにかかるようにするものでございます。また、その他の部分は、今般の改正に伴う見直しとして、栃木県の個人情報保護条例の規定と整合を図るため整備を行うものでございます。

次に、3ページに移ります。次の第8条の改正も第7条の改正と同様に、特定個人情報の利用及び提供については番号利用法の規定に基づき行うこととなりますので、特定個人情報については第1号という文言を加え、(1)法令等の規定に基づくときにかかるようにするほか、その他の部分は栃木県の個人情報保護条例の規定と整合を図るため、整備を行うものでございます。

次の第9条の改正も同様の趣旨でございまして、特定個人情報を必要に応じ提供した場合の取り扱いは、やはり番号利用法の規定に基づき行うということで、本条の適用から除外するものでございます。

次に、4ページ目をお開きください。次の第10条の改正も同じく特定個人情報については

第1号という文言を加え、(1)法令等の規定に基づくときにかかるようにするほか、その他の部分は栃木県の個人情報保護条例の規定と整合を図るため、整備を行うものでございます。

次の第16条の改正は、開示請求にかかわる請求者の範囲の見直しにかかわるものでございます。冒頭でも説明しましたが、本条例には個人情報の正確性、取り扱いの適正性を確保するための仕組みとして、市有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求が認められております。ところが、現行の取り扱いでは、本人請求が原則であり、本人が未成年者、または成年被後見人（精神上の障害により判断能力を欠くとして、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人でございます）である場合に限り、その法定代理人、親権者、成年被後見人などでございますが、に代理請求が認められているという取り扱いになっております。

今般のマイナンバー制度の導入に当たっては、特定個人情報の保有や利用が始まることに伴い、不正な情報提供等がなされる懸念があり得ることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった仕組みも権利を容易に行使できるようにすることが求められており、国における取り扱いも代理請求の範囲を見直し、本人が未成年者や成年被後見人である場合の法定代理人のほか、本人の委任による代理人、すなわち任意代理人による請求も認めることになっております。

したがって、本市においても、これにならい、代理請求もできる限り広く認め、病気等により、やむを得ず市役所に来られない場合や弁護士、司法書士などに手続を委任する場合などについては、本人の委任による代理人、すなわち任意代理人による開示請求を認めることができるよう、本条第2項中に、または実施機関が特に認める者、以下代理人等と総称します、を加えるものでございます。

なお、実施機関が特に認める者ということで少々あいまいな表現になってございますが、これは任意代理人による場合のほか、本人が死亡している場合には当該本人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹その他死亡の当時同居していた親族、すなわち遺族の者が請求できるようにも対応できるようにし、具体的な運用については規則で定めることとするものでございます。

次の第17条の改正、それから下段から5ページ目にかけての第18条の改正も、代理人の範囲を広げることに伴う規定の整備や最初の第2条において定義規定の整理を行ったことに伴う規定の整理を行うものでございます。

次に、6ページ目をお開きください。このページの第20条、第24条、第26条、第27条の改正につきましては、今般の改正に合わせた見直しにより、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、7ページに移ります。第30条の改正については、まず、現行の第1項ただし書きを

削ることについては、このただし書きは法令等に訂正手続が定められているときは、当該法令等の定めるところによる趣旨でありまして、当該規定は第47条第3項において同様の規定があることから重複する規定と判断し、削ることとし、第2項の改正については、先ほど説明した第16条の改正で代理人の範囲を広げたことに伴い、訂正請求についても同様の取り扱いとするため、第16条第2項の規定を準用することとするものでございます。

次の第38条の改正についても、まず、現行の第1項ただし書きを削ることについては、第30条の改正と同様に当該規定は第47条第3項において同様の規定があることから、重複する規定と判断し、削ることとし、また、各号に定められている保有個人情報の利用停止を請求できる場合に番号利用法に違反して、特定個人情報が収集されているとき、番号利用法に違反して特定個人情報ファイルを作成しているとき、番号利用法に違反して提供されているときを加え、第2項の改正については第16条の改正で代理人の範囲を広げたことに伴い、利用停止請求についても同様の取り扱いとするため、第16条第2項の規定を準用することとするものでございます。

次に、8ページ目をお開きください。この第47条の改正については、通常ある特定の分野の個人情報について開示請求の手続がその分野の法令等に定められている場合には、本条例による開示請求の手続は適用せず、その法令等による開示請求の手続を適用することとしておりますが、マイナンバー制度に伴う特定個人情報については、番号利用法における仕組みとしてインターネット上に個人ごとのポータルサイト、情報提供等記録開示システムと言いますが、そのポータルサイトに御自分のパソコンからアクセスすることによって、個人番号を含む自分の個人情報がいつ誰がなぜ提供したのか、不正、不適切な照会や提供が行われていないかを自分自身で確認することができるようになります。

通常であれば、そういった仕組みが存在する場合には、その仕組みを適用し、本条例により開示請求の手続は適用しないこととなりますが、特定個人情報という重要な情報であることを踏まえ、インターネットを利用できない方々については、本条例による開示請求の手続を利用できるよう、すなわちどちらの仕組みによる開示請求もできるようにするものでございます。

次の第48条の改正、第56条の改正については、最初の第2条において定義規定の整理を行ったことに伴う規定の整理を行うもの、また、今般の改正に合わせた見直しにより所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、9ページに移ります。第2条による改正でございます。第2条による改正においては、実際の個人番号の利用が始まる来年1月1日段階で必要となる規定の整備を行うものでございます。主要なものは特定個人情報の実際の取り扱いが始まることから、番号利用法の規定との整合を図り、現行の第8条の通常の個人情報の利用及び提供の制限から、特定個人情報にかか

わる取り扱いを分離し、下段からの第8条の2を特定個人情報の利用の制限とし、次の10ページ目における第8条の3個人情報の提供の制限として独立した条として、それぞれにおいて厳格な取り扱いを規定するものでございます。

また、第8条の2と第8条の3に分離独立させたことに伴い、第38条において規定の整理を行うものでございます。

次に、10ページ目の中段下からの第3条による改正をごらんください。第3条による改正においては、情報提供ネットワークシステムを通じた国の行政機関の間での情報のやりとりや、また、自治体間での情報のやりとり、いわゆる情報連携が始まる平成29年1月ごろの段階で必要となる規定の整備を行うものでございます。各機関の間での情報連携が始まりますと、不正、不適切な照会や提供が行われていないかなど、不正行為を監視する仕組みが必要となつてまいります。したがいまして、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供したり、または、他の自治体から特定個人情報の提供を受けたりした場合に、どのような情報がやりとりされたのかを記録、保存することとしております。それが情報提供等の記録というものでございます。

第3条による改正においては、この情報提供等の記録についての取り扱いを整備し、問題が発生した場合のみ、情報提供等の記録を確認できる取り扱いとするほか、11ページ目の第37条の改正においては、情報提供等の記録を訂正した場合には情報提供ネットワークシステムの運営主体である総務大臣などに通知する取り扱いとすることを加えることとするなどの整備を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日については既に申し上げてきたとおり、本条例の改正は、マイナンバー制度の施行段階に合わせた規定の整備を行うことを主たるものとするほか、今般の改正に合わせた見直しにより、栃木県の個人情報保護条例の規定と整合を図るなどの所要の規定の整備を行うものでございます。

よって、所要の見直しにかかわる部分については第1号に集約し、それらについて公布の日から第1条による改正など、主に個人番号の通知が始まる本年10月5日段階で必要となる規定の整備にかかわる部分については第2号に集約し、これらについて本年10月5日から、実際の個人番号の利用が始まる段階で必要となる規定の整備を行う第2条による改正は来年1月1日から。情報提供ネットワークシステムを通じたいわゆる情報連携が始まる段階で必要となる規定の整備を行う第3条による改正については、平成29年1月ごろを予定しておりますが、まだ、施行日が確定しておりませんので、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日とするものでございます。

また、この11ページ目の下段から附則第2項においては、今般の個人情報保護条例の改正

において所要の見直しを行ったことに伴いまして、情報公開条例において同様の規定がある部分について、同様の規定の整備を行うものでございます。

以上で、本改正についての補足説明とさせていただきますので、慎重に御審議の上、可決、決定くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 渋井でございます。眼鏡を忘れまして、ちょっと見づらくて間違っていないと思うんですけども、第7条の（3）ですかね、前2号に掲げるもののほか、審査会の意見を聞いた上で、個人情報取扱云々とかこういうふうになっておりますんですが、このずっと上、2条から始まっているものですから、1条がないのでわからないんですけども、1条には、この審査会というのはこういうものなんだというのが書かれているんでしょうかね。この審査会というのは、一体どういう審査会なんだということが1つなんです。

それと、その裏に書いてあるのかどうかもちょっとわかりませんが、あともう一つは、これは変更になっているわけではないんですけど、2条の（4）のアの部分ですかね、一定の事務の目的を達成するため、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができる。法令上はパソコンとかそういうものを電子計算機と、こういうふうに言うんでしょうかね。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、2ページの中段ですね。その審査会についてですが、前後のことでこの審査会に関する条項が入っておりません。これにつきましては、市で設置をしております那須烏山市個人情報保護審査会というもので、弁護士を入れました総勢4名の市民委員を委嘱しまして、これらの案件があった場合、そこへ提案して意見を聞く。そのようなこととさせていただきます。個人情報保護審査会と一緒に情報公開の審査会ということで、年1回は必ず一緒に開催をさせていただいているという性格のものでございます。

それと、今、1ページの電子計算機をということなんですが、私のほうでも理解としてはコンピュータ等ということでは理解はしているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） この以下審査会とかというのは、1条の文言に入っているんですか。1条か何かの文言に、例えば那須烏山市の何とかかんとか審査会と、以下審査会ということとここに審査会が出てくるのか。そういうのがあるのかどうか。審査会って、うちは何かたくさ

んあるような感じが何となくあるんですよ。これがあるとか、あれがあるとかというわけではなくて。審査会というのは、我が市では1つしかなければ審査会でいいのかなとは思いますが、その辺のところですね。そういうようなつくりももう少ししっかりできたかどうかという確認なんです。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 済みません。確認をして後で回答させていただきます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第7号の市個人情報保護条例の一部改正についてということでございまして、これまであった個人情報保護条例に、いわゆるマイナンバー制度を10月1日から番号通知カードを発送、来年1月から運用開始ということを前提に、この中身を変えろということでございます。

マイナンバー制度は、私が申し上げるまでもなく、国民一人ひとりに特定の番号を12桁ですが、付しまして、個人情報を名寄せ照合することを可能とすることで、行政などがそれらの個人情報を活用すると、こういうことで進めようとしているわけでありまして。また、この個人番号は事業所などが税務署などに提出する源泉徴収票などの法定調書に記載することが求められるということで、今、大変混乱を来しているのが実情でございます。

私のほうでは、とても1時間や2時間で終わるような、質問の中身が非常に濃くて深くで大変でありますので、端的にお答えいただくものだけ挙げたいと思います。マイナンバー制度につきましても、下野新聞で7月28日付で全市町村を対象に政府がマイナンバーで一斉調査というのが出されております。情報管理態勢に危機感ということで、総務省は6月初めに市町村に①番号を管理する基幹システムと、インターネットにつながる情報系システムの分離の有無。②が情報漏れ対策を講じているのかどうか。③この対策が制度開始までに間に合うのか。こういう質問を本市のほうにもされていると思います。

さらに別に、厚生労働省のほうからも、7月から市町村に調査の求めがあるというふうに思うんですけども、この下野新聞によれば、その報告がないのでわからないけども、情報保護関連サービスを手がけるエフセキュアというのがあるのかな、会社が。それが5月から6月、市町村に実施した調査によると、回答した655自治体のうち、セキュリティ対策が完了していると答えたのは約8%にとどまっていると。こういうことなんですけども、この総務省並びに厚生労働省から調査依頼のあったものについて、本市はどのような回答がされていますか。

さらに、問題は、何でこの政府が、こんなにあせっているかということ、いろいろな個人情報が漏れてしまっている。特に、年金機構の125万件と、これが大きな問題になっているわけですよ。それで、それを防ぐ対策として、本市としては具体的にどんな対策をとっていますか。

でしょうか。まず、その点について御回答をお願いしたい。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、情報セキュリティ対策のほうを所管しております総合政策課でございますので、御回答させていただきたいと思っておりますけれども、個人情報の漏洩防止のために、市では現在、ウイルス対策ソフトを初めとします情報セキュリティ対策については万全を期しているところでございますが、マイナンバーを含みます特定個人情報につきましては、特定個人情報を取り扱う基幹系システムとインターネット等に接続が可能な情報系システムの接続を制限する取り扱い。それから、基幹系システム等からの外部へのメール送受信の制限、そういった現在対応を進めているところでございます。

また、あわせまして、来年1月からの本格的な運用に向けまして、内部組織として情報セキュリティ推進班会議という会議がございますけれども、こちらのほうで今後の対応を万全に期すため、研修等を強化する予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） これから研修を受けて対策をやるというような中身ですけれども、基本的にこの膨大な個人情報をこういうような基幹ネットワークと情報系ネットワークは切断してるかしていないかも答えていませんからね、私の質問に。そういうような状況で、この情報を漏洩することを防ぐことは私はほとんど不可能だと思います。100%の情報漏洩を防ぐ完全なシステムの構築はあり得ない。

2つ目に意図的に情報を盗み、売る人間がいるよと。

3番目に一度漏れた情報は流通、販売されて取り返しがつきません。情報は集積されるほど利用価値が高くなり、攻撃されやすくなりますよと。こういうことでございますので、このマイナンバー制度そのものに欠陥があり、問題があると。このように私は考えます。

そこで、さっき総務省から調査の依頼のあったものについて、どういう回答をされたのか。

1つは、基幹系ネットワークと情報系ネットワークは切断すると。要するに、年金機構の問題は、これが悪用というか、情報系で漏れてしまったということですよ。そのところの対策、物理的に切断するのか、論理的に切断するのかとか、さまざまな質問を自治体に総務省のほうから来ていると思うんですよ。それについて、どんな回答がされているのか。個人情報を情報系ネットワークに移動して作業していますか。いませんか。そうしますと、だだ漏れする危険が非常に高いですよ。この2つのポイントをお答えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 基幹系システムにつきましては、市民課が管轄しておりますのでお答えしたいと思います。

本市の基幹系システムと情報系システムについては分離されておりますので、今回、政府のほうから問題視されております基幹系システムが直接インターネット等につながっているのかどうかという質問なんです、それについては、うちの市はつながってはいないということになります。

それから、基幹系システムの情報を情報系システムに落として利用していないかということですが、これは当然に利用しなければならない事務というのがございますので、落としてはおりますが、年金機構につきましても、この落とした情報が漏れているというものなので、その情報についてはパスワードを設定するなどして慎重に対応するような対応はとっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） それで、問題なのは、うちの市としては分離されているということでございますので、特にその情報系ネットワークの取り扱いの中でももちろん利用する場合がありますと今答弁されましたが、いわゆる個人情報というものが二重にも三重にも漏れない対策をお願いしたいということと、あと総務省のほうでは地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインというのを3月に出していますよね。そういうものの対策とか、人的対策、電磁的記録媒体に対する対策、ネットワークに対する対策例を挙げて、ネットワーク機器のログ監視を強化することにより、情報を外部に持ち出そうとするなどの正常でないふるまいや、外部との不正な通信を確認し、アラームを発したり、その通信を遮断するなどの対策の事例を示しておりますけれども、このような対策を本市としては検討されていますか。

さらに、年金機構の個人情報流出事件は、番号を付番する以前に起きたために番号も同時に流出するという事態にはなりませんでしたが、自治体の基本ネットワークにつながる住民基本台帳のシステムでは、10月からの通信に向けて6月末から7月にかけて番号の仮番付けが始まっていると思います。総務省は調査結果を公表していませんが、基幹ネットワークの接続状況では、セキュリティ対策が年金機構以下の自治体が存在し、個人情報の情報ネットワークへの移動という点でも年金機構並みの問題がある自治体がやはり存在しているということなので、本市はそのようなことにならないように対策を強めていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、このマイナンバー制度というのは、住民にとっては今、中止をしても何ら問題ないものでありまして、あしたいろいろと申し上げますが、私はまだまだ一番大事にすべき個人情報を漏らすような危険な可能性のあるこういう制度を、見切り発車で導入すべきではないと。このように考えて質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 今、平塚議員のほうからお話がありました国から示されております特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインというものがあまして、それらは職員の指針となるものでございますので、実際にマイナンバーは付番をするのは市民課ですが、使用するの税サイドであったり、福祉サイドであったり、いろいろな部門で使用することになります。

なので、全職員を対象に今後11月ぐらいをめどにこのガイドラインに基づくセキュリティポリシーの研修は行いたいと考えております。もちろん運用後も情報が漏れることがないように、職員は適切に対応することになると思いますけれども、今後どのように運用していくかはまだ未定の部分もございますので、その都度勉強しながら職員のほうに周知していきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 簡単に5点ほどお伺いします。

運用がいよいよ迫ってきたところから質問するわけなんです、このマイナンバーを取り扱う職員の教育方法ですね。先ほど課長の答弁ですと、これから始めるんだというようなことなんです、これは直接担当する職員も具体的な研修、教育というのを受けていないんでしょうか。このことが1点です。

2番目ですね。個人情報の中に、最も私たちが知られたくないのが犯罪歴ではないかと思いますが、これらも含むんでしょうか。この第7条の中に個人情報収集の制限ということが規定されておりますが、これに関してこの犯罪歴が含まれるのかどうかをお伺いします。

3点目は、個人情報番号、このマイナンバーから犯罪歴を見ることができるんでしょうか。そこまで一切を管理するのかどうか、行政は。

それと、この情報の開示というのが第16条にあります、この自分の犯罪歴をみずから申請すれば、これは閲覧できるんでしょうか。これが4点目です。

5点目を申し上げます。この犯罪歴は判決の後、法務省から市役所のほうに通知があると思うんですが、これはどのような方法で通知されて、個人情報の犯罪歴というのは誰が管理するのか。その犯罪歴の閲覧できる職員の範囲、これについてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、1つ目の質問ですが、マイナンバーを取り扱う職員の教育ということで、全職員については先ほど11月を目途にということでしたが、既に実際に事務を取り扱う、そういったシステムを持っています福祉部門とか税部門とかの担当者については、もう何度かその取り扱いについては研修をしておりますので、その職員については多分承

知しているものと思われます。

次に、個人情報の中に犯罪歴を含むのかということですが、今回、マイナンバーの施行によりまして、特定個人情報の中には戸籍とか犯罪歴とか、そういった身上に関するものは含まれておりませんので、特定個人情報の中には犯罪歴は含まれておりません。なので、マイナンバーを検索しても犯罪歴を見ることはできません。

それから次に、自分の犯罪歴を申請すれば閲覧できるのかということですがけれども、市町村で持っている犯罪者名簿というものは、選挙権とか被選挙権などの資格調査のために専ら利用するもので、内部資料的なものでございますので、これについては戸籍や住民基本台帳のように、申請によって公表できるというものではありませんので、たとえ本人からの申請があっても閲覧はできませんという見解が国からも示されております。

最後に、犯罪歴はどのように保管されているのかということなんですけれども、実際には犯罪を犯した方で判決が下されます。その罰金刑以上のものについては、その管轄の検察庁から、その当事者の戸籍のある市町村に通知書、既決犯罪通知書というんですが、それが送られてきます。市町村は、その既決犯罪通知書に基づいてその方の戸籍に、戸籍に実際に犯罪歴が載るわけではないんですが、戸籍システムを利用してその方のデータを入れることになります。

紙ベースで来る既決犯罪通知書や犯罪者名簿につきましては、常時施錠されている保管庫のほうに保管されております。データ化されました戸籍システムの中の情報につきましては、職員の中でもアクセスできる権限というものが限定されておりまして、実際にその権限を持っているのは市民課長、戸籍を担当している担当総括、実際にその戸籍の事務をしている職員ということになります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 了解をいたしました。特にこの犯罪歴というのは個人的に一番重要な履歴ですから、これはぜひこれからも完全に保管をしていただきたいと思いますところがあります。

実は、私が役場に勤めていたころは、戸籍関係の資料と一緒に犯罪歴の簿冊が1つぽこっとありまして、職員なら誰でもということでもなかったですが、見られましたね。そのぐらい比較的オープンでした。そのようなことを私、経験しているものですから、今、どのような方法で管理をされているのか。これ、重要な書類ですからお伺いをしたわけです。施錠した中で管理をしているということで安心をしました。

以上で終わります。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第7号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、これは先ほど提案の説明にもありましたように、これまでの市個人情報保護条例のところにマイナンバー制度導入を前提として、その内容を変えるというものでございます。

マイナンバー制度につきましては、政府のほうで行政を効率化して人員や財源を国民サービスに振り向けられるなどと言っておりますけれども、実際には今後、市民に大変な負担が寄せられるということは明らかでございます。

さらに、本来、市は今後も市民の大切な個人情報を守り、市民の福祉の向上を第一とすべきであります。年金機構の情報流出のような取り返しのつかないリスクもあり、その後も東京商工会議所や石油連盟などの情報流出の被害が報道されております。こういう条件の中で、マイナンバー制度を強行してスタートさせる条件は今ありません。

市はこの人員削減を進めている中で、ますます職員の負担は重くなりますし、このマイナンバー制度導入にかかわって自治体職員の中でもいろいろな不安が広がっていると。準備が間に合うのか。情報漏洩などの国民的な問題が払拭されないまま、これがスタートするということに対して、非常に今、不安が広がっているのが実情でございます。

そういう中で、実際にこれを利用される市民のほうでは何かメリットがあるのかということでございますが、10月5日から通知カードの送付が予定されておまして、今、市のほうでも準備作業を進めていると思っておりますけれども、このまま通知カードが発行されても多くの市民が利用や保管などをどうしたらいいのかわからず、届かないとか、どうしたらいいんだというようなさまざまな問い合わせが市のほうに殺到して大変な混乱を来すおそれがありますし、さらに、来年の1月からは、マイナンバーカードの発行が予想されておまして、この保管管理等についても大変な自己責任が伴うことになるわけであります。

根本的な問題である情報漏洩や監視社会への国民の不安がなくならないまま、このようなマイナンバー制度をスタートさせることは未来に大きな禍根を残すこととなります。マイナン

バー制度が実施されなくても市民生活に何ら支障はありません。マイナンバー制度は税、社会保障の各分野を初め住民の個人情報、多くの行政手続に関連し、地方自治体の根本にかかわる問題という問題でございます。住民の不安が高まっている中で、スケジュールありき実施というのでは、市民の不安は解消されません。

そういう中でのこのマイナンバー制度導入を前提のこの個人情報保護条例の一部改正については、反対の意を表明するものであります。

以上。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

これで暫時休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時08分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

日程に入る前に、午前中の答弁漏れを説明させます。

まず、総務課の清水課長。よろしく申し上げます。

○総務課長（清水敏夫） 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正についての渋井議員からの質問で、審査会の内容等についての答弁が十分でなかったことで説明させていただきます。

その審査会については、那須烏山市個人情報保護条例の第5条第5項に、こちらは個人情報取扱事務の登録等というところで、このように記載をされていますので、読み上げさせていただきます。

あらかじめ那須烏山市情報公開及び個人情報保護審査会設置及び運営条例の規定に基づき設置する那須烏山市情報公開及び個人情報保護審査会（以下審査会という）の意見を聞くことができるということで、審査会はこのような名称、また条例に基づき設置されるものでございます。

今回、説明不足だったことをおわびいたします。なお、この審査会の委員につきまして、私、

4人と申し上げましたが、弁護士を含めて5人ということで、こちらも人数も訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤昇市） 田島議員、平塚議員の質問に対しまして農政課長のほうから答弁をお願いします。

糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 午前中の農業公社の経営状況の説明につきまして、平塚議員及び田島議員の質問につきまして答えられなかった件、それから不十分だった件につきまして、訂正と追加の御説明をさせていただきます。

まず、平塚議員の御質問で、空散のほうの平成27年度の面積はという御質問だったかと思えます。把握していませんということでしたが、公社のほうに確認いたしましたところ、平成26年度からは109ヘクタールマイナスの1,369ヘクタールが空散の面積です。主な原因ということでございまして、転作の増加と米価の下落あたりが主な原因ではないかというふうに担当のほうに申し出ておりました。

それから、2点目、田島議員の受委託で断った件数はということございまして、私のほうは把握していないということでお答えしたかと思いますが、再度確認しましたところ、実際には小規模な農地についての申し込みはないということで、断った件数はないということでございます。

以上です。

◎日程第9 議案第8号 那須烏山市手数料条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第9 議案第8号 那須烏山市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号 那須烏山市手数料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市手数料条例について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成27年10月5日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

具体的には、地方公共団体情報システム機構より本年10月以降、各個人宛てに送付予定の

通知カード及び来年1月以降、本人申請に基づき発行予定の写真付個人番号カード、それぞれの再交付手数料の新設及び現行の住民基本台帳カード交付及び再交付にかかる手数料の廃止にかかるものでございます。

詳細につきましては、市民課長より説明を申し上げますので、御審議をいただきまして、可決、御決定をくださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） それでは、命によりまして、議案第8号の詳細について補足説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改正は、ただいま市長のほうから御説明がございましたとおり、番号法の施行に伴い発生いたします通知カード及び個人番号カードの再発行手数料に係る手数料の新設及び現行の住民基本台帳カードに係る交付手数料の廃止に伴う改正となります。

それでは、議案書のががみをめくっていただいて1ページをごらんください。まず、第1条の改正ですが、新旧対照表をごらんいただきますと、別表の中に数字の5として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく通知カードの再交付1枚500円という項目が新設されているかと思っております。

この通知カードというものは、10月5日の法施行に伴いまして、J-LISと略させていただきますけれども、地方公共団体システム機構のほうから一斉に全国民に一人ひとりの番号が付されまして、その通知がされるというのですが、その個人の番号が付されたものが通知カードというものになります。

この通知カード、大きさは名刺大のもので紙製の予定です。こちらのカードは住民票の住所に世帯ごとにまとめられて10月5日以降、順次簡易書留で送付されることになっております。このカードにつきましては、今後、行政機関の窓口や勤務先などで自分の個人番号を提示してくださいという求めに応じて通知カードを提示しなければならないということが出てくることがあると思っておりますが、この通知カードを紛失した場合、または破損した場合、御自身の責任において紛失したとか破損した場合に限り、再発行手数料の500円を徴するというものです。

なお、例外規定として括弧書きにございます通知カードの追記欄の余白がなくなったとき、その他の再交付がやむを得ないとして市長が認める場合を除くとありますが、こういったことが想定されるかと言いますと、この通知カード、今後、住所等を移動した場合、裏面の追記欄というところにその住所の変更等が記載されることとなります。そうすると、その欄が何度も何度も住所変更していっぱいになってしまったというような場合は、新しい通知カードの発行が必要になります。そういった場合は御自身の責任においてというものではないので再発行手

手数料は徴収しませんというような例外規定を設けたものです。

次に、2ページ目、裏面になりますけれども、第2条の改正について御説明させていただきます。申し漏れましたが、なぜ再発行手数料に限定するかといいますと、こちらの通知カード、全国民に一斉に通知されるんですが、初期の通知については全額国が負担するというので、個人からの手数料は徴しないということになっております。

では、第2条の改正について御説明させていただきます。こちらは、先ほど改正しました別表の5については、通知カードの部分を(1)に改め、(2)として個人番号カードの再交付ということで1枚800円という手数料の新設がされています。

こちらは、平成28年の1月以降に希望者の申請により交付される個人番号カード、こちらは大きさは同じ名刺大のものになる予定ですが、プラスチック製でICチップが搭載されたものになります。こちらの個人番号カードの再発行手数料について定めるものです。こちら、再発行手数料は800円になっておりますが、実際にはこの個人番号カードは身分証明書として利用できるほか、e-Taxなどの電子申請ができるものということになっておりますので、こちらの電子証明の手数料というものが別途200円かかります。ただ、こちらのほうは直接J-LIS、先ほど申しあげました地方公共団体情報システム機構のほうに直接支払うということになるため、市の手数料としては入ってこないの、手数料条例上は再発行手数料800円のみを規定させていただくものです。

こちらの個人番号カードにつきましても通知カード同様、初回発行手数料は無料となっておりますので、再発行手数料のみ規定するものです。再発行手数料の例外規定につきましては、先ほどの通知カードと同じように、個人の責任におけるもの以外のものについては手数料は徴収しないということになっております。

最後に、2ページ目の新旧対照表の現行の欄に数字の4の中の(4)ですね。住民基本台帳カードの交付または再交付1枚500円という欄がありますけれども、こちらのほうを削除する改正でございます。住民基本台帳カードにつきましては、個人番号カードの発行が開始されたとともに新規の発行はできなくなりますので、こちらのほうは手数料条例が必要なくなるということで削除する改正になります。

以上が改正の内容でございますが、通知カードに係る第1条の改正については、ことしの10月5日、平成27年の10月5日から、また、個人番号カードと住基カードの廃止につきましては、平成28年1月1日から施行するという改正になっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐藤昇市) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第8号 那須烏山市手数料条例の一部改正についてでございますが、これも議案第7号と同じようにマイナンバー制度の実施に伴う再交付に伴う個人負担を、通知カードについては500円、プラスチックの個人番号のカード再交付については800円というような中身でございます。

やっぱりこれもいろいろ問題がありまして、もしこのカードをなくして誰かが拾って、なりすますと申しますかね、そういうことで個人の写真付なのかな、よくわからないけど、個人番号のほうはね。特定できるのかもしれませんが、とにかく悪用されない対策も必要だろうというふうに考えます。そういう点についてはどのように考えているのか、説明をお願いしたいと思います。

さらに、住民基本台帳カードですね、これも大分鳴り物入りで非常に便利になるんだ、全国どこへ行っても使えるんだみたいなことでやったんだけど、実際には発行は5%かな、全住民のね、というふうに聞いておりますが、本市においてはどのぐらいこれは交付されたのか。もし数字がわかっていたらお示しをいただきたいと思います。

最後に、通知カードの追記欄の余白がなくなったとき、その他再交付がやむを得ない、そして市長が認める場合、その余白がなくなったときはわかるんですが、その他再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合というのは、例えばどういう例があるのか。その3点について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、平塚議員の御質問ですけれども、まず、なりすまし等による悪用の防止ということなんですが、個人番号カードにつきましては、顔写真付のものになりますので、まず全く顔が違う方がなりすますということはちょっと難しいのかなと思います。

また、こちらICチップが搭載されていまして、暗証番号がわからないとそのカードは使えないものになっておりますので、カードを拾っただけでそのカードで何かできるかという、すぐに何かできるというものではありません。

また、マイナンバー制度の内容といたしまして、マイナンバーを例えば検索すれば、その方の個人情報全て羅列されて出てくるというのではなくて、税の情報は税部門が、福祉の情報、給付情報等はそういった福祉の部門が、それぞれ情報は持ったままで、マイナンバーを使って情報の照会等をやりとりするというものですので、どちらかというとネットワークシステム的なものですので、そのカードが悪用されるというか、それがあまり使われるという想定は現実問題として、すぐに出てくるということはあまり考えられないのかなと思います。

次に、住基カードの発行ですが、済みません、ちょっと私、正確な数字は持っておりません

で、公的個人認証のほうは約100人ほど申請されているんですが、住基カードについては多分500を超えるぐらいだと思うんですが、後ほど詳しく正しい数字についてはお伝えしたいと思います。

3番目の通知カードの手数料の例外規定ですが、先ほどの欄がいっぱいになったもの以外にどのようなものかということですが、例えばこの個人番号カードが、誰かが先ほどなりすましという想定はあまりしていないんですが、例えばその番号を使って何か悪用されるようなおそれが出てきてしまったとか、そういった場合、その個人番号カードは原則的には生涯使うものなんですが、本人の申し出でそういった被害があった場合、番号を変えることができます。そうした場合、新しい通知カードが必要になりますので、そういったものの再交付については原則無料というようなことを想定しております。

また、個人番号カードにつきましては、もともとのICチップにふぐあいがあったとか、そういった作成側の事由で再発行が必要になった場合とかは、再発行手数料は徴しないというような例外規定になっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 一般論はそういうことでわかるんですが、実際に銀行等のキャッシュカードだって暗証番号がわからないわけですが、それだって悪用がされておりますし、いろいろな方法で情報をこれから金融機関等の、あるいは今、国会で年金問題でストップしてからしばらくやりませんでした。今度は動き出して銀行につなぐようなことも、期限は延期しますけれども可能な方法で改正がされると、このように聞いております。

それとカードはわかるんですが、実際にそれをなくしたのにも関わらず、なくしたことを隠して誰かに取られたということで、それを理由に再発行という申し出をする可能性もありますので、いろいろそれを言ったら切りがありませんけれども、悪用しようと思えばいろいろな想定はされるということでございます。

いずれにしても、企業の側もこのマイナンバーをこれからシステム更新や情報管理サービスを従業員の番号の収集や管理が全ての企業に義務づけられるということなんですよ。これについて、日本商工会議所がことしの春に中小業者などを対象に行った調査では、制度自体がわからないというのが、その春の時点では7%、何をしたらいいのかわからないというのが41%、こういう状況であります。さらに、こういうことをすることが企業のメリットになるかという問いについては、65.9%が何のメリットもないと。負担ばかりかかって大変だということでございます。

国のほうでは、3,400億円の費用をかけてこのマイナンバー制度を進めるということ

ございますが、企業の側は1兆円かかるというんですよね。これはデータの履歴管理とかサイバー対策をするということですが、今、全国の中小企業がこの対策に悲鳴を上げているというのが実態でございます。そういうようなまだまだ不備で問題があるものを何が何でも強行するというので進められているんだということを紹介したいと思います。

いずれにしても、さまざまな悪用をする気になればできるんだということ想定しながら、悪用されないように市民にはちゃんと利用や保管をできるような行き届いた周知徹底が必要だというのは前の補正予算のときから私は言っていたんですが、果たしてそういうふうになっているのかどうか。そのことについても確認をしておきたいなと思います。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 済みません、先ほど答弁できなかった住基カードの発行件数なんですが、現在有効カード件数が506件になっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 簡単に。ちょっとこれ、可決した後は、市民にお知らせする内容で誤解があるとまずいので、ちょっと確認の意味で質問します。

この個人カードの再発行の手数料とありますけれども、このe-Tax機能もついているという話があったので、これって今のやつは有効期限ありですよ、多分そうですね。今回のやつは有効期限があるとすると、再発行するとお金がかかるんだけど、それかからないということであれば、そのとおり説明して一般見解としてほしいなと思ったので、そこをちょっと教えてください。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 今回、発行する通知カードは期限がないので一生使うんですけれども、個人番号カードにつきましては、成人につきましては発行から10回目の誕生日までが有効期限。未成年については発行から5回目になるんですが、ただし、お話がありました電子証明、公的個人認証につきましては5年間という有効期限になっております。

その有効期限を迎えたときに、更新手数料はかかるのかどうかということは、市町村でも国のほうに問い合わせしているところなんです、国は今のところまだ明確に判断していないという回答で、今後検討していくというような回答になってございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いします。

このマイナンバー制度というのは、行政側が必要としてこれを制定したわけですね。そのマイナンバーのこのカードの再交付手数料を個人に負担させるべきではないと私は思っているん

ですよ。大体この1枚、これ幾らぐらい原価がかかるのか。私はこれは最低この手数料条例の中の200円ぐらいにとどめるべきではないかと思っているわけなんです、この辺のところの見解をお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 手数料を徴すべきではないという御意見なんです、実際に通知カードも個人番号カードも、作成をするのは先ほどから言っておりますJ-LISというシステム機構になります。そちらが作成するので、手数料は市で徴収しますが、それに見合う分はJ-LISのほうに事務費として払い出すということになりますので、実際にかかったよりも低い額で手数料を制定しますと、その分は市の負担ということになります。

この手数料の通知カード再発行500円、それから個人番号カード800円というのは、国から指定されている基準となる額でありまして、県内の場合、足利市を除いては全市が同じ金額で今回条例制定をすることになっています。

市町村の判断で徴収しなくてもいいですよということにはなっておりますので、市が負担して、それを作成するという方法もちろんあるかとは思いますが。

原価はどのくらいかということなんです、通知カードは紙製ですので原価そのものは国から示されているものによりますと20円弱なんです。ただ、通知カードについては簡易書留で直接送付するので、そちらの郵送料が重さにもよりますけれども大体400円前後かかることになります。

個人番号カードについては、ICチップ搭載のものでプラスチック製なので、こちらは原価が700円程度かかるということになります。ただ、直接交付ですので郵送料のほうはかからないというようなことになるかと思えます。

○15番（中山五男） わかりました。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） それでは、議案第8号について質疑を行います。

先ほど同僚議員の質問の中の答弁で、住基カードについては発行数が五百数十件ということでしたね。これは全世帯数からすると5%ぐらいかなと今、考えているところですが、この個人番号カードについても住基カードと同様申請方式ですよ。ですから、その申請する、しないによって不利益が生じるのかどうか。この1点をお伺いいたします。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 個人番号カードは申請制度というものなので、今までも住基カードについては、どちらかというと身分証明書として使われていることが多いかと思うんですが、この個人番号カードにつきましても、当面はそういった方向で利用される方のほうが多

いのかなとは思いますが。

なので、それを持っていないことによって不利益を生じるということはないとは思いますが。持ってないから何かができない。例えばe-Taxとかの電子申請をやりたいという方は当然必要になりますけれども、そういう方以外は必ずつくらなくてはいけないというものではないので、つくらないからといって不利益をこうむるということはないと思います。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第8号 那須烏山市手数料条例の一部改正についてでございますが、これは議案第7号と同じように、これまでの制度に今度のマイナンバー制度を実施することを前提として、この再発行手数料を加えるということでございます。マイナンバー制度について、年金機構の125万件の漏洩問題、これについて明確な再発防止の対策を徹底しないまま、このマイナンバー制度を導入し、しかも、市民や住民に管理と、もし、なくした場合の負担を自己責任でとらせるということや、全国の企業に1兆円の負担を求めて、無理やりこの期日に間に合わせると、こういうやり方は決して市民生活にプラスでございませんので、私は議案第7号と同じように、このマイナンバー制度導入を前提とした手数料条例改正については反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第1号から日程第14 議案第5号までの平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）、介護保険特別会計補正予算（第1号）、下水道事業特別会計補正予算（第2号）、簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、水道事業会計補正予算（第2号）の5議案については、いずれも補正予算に関するものでありますことから、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第10 議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）
について

◎日程第11 議案第2号 平成27年度介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

◎日程第12 議案第3号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算
（第2号）について

◎日程第13 議案第4号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予
算（第1号）について

◎日程第14 議案第5号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2
号）について

○議長（佐藤昇市） よって、議案第1号から議案第5号までの5議案について、一括して
議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第5号までの提案
理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算第2号についてであります。
本案は、平成27年度一般会計予算の歳入歳出を、それぞれ1億3,419万8,000円増額
し、補正後の予算総額119億9,122万7,000円とするものであります。

今回の補正は、国・県補助金の追加決定及び過年度事業の精算など対処しなければならない
事務事業が生じたことから、補正予算を編成したところでございます。

主な内容について御説明申し上げます。まず、歳出予算についてであります。議会費は、議員研修事業費といたしまして、視察に関する経費を計上するものでございます。

総務費は、財産管理費として新地方公会計制度の財務諸表作成に向けた固定資産台帳整備や公用車へドライブレコーダーをとりつけるための経費でございます。なお、固定資産台帳につきましては、2カ年で整備をするために債務負担行為を設定するものでございます。

企画管理費は、本年に設立いたしました那須烏山市営業戦略推進部隊の活動に要する経費を計上するものでございます。

行政情報化推進費といたしまして、社会保障・番号法施行に係るシステムネットワーク費用に増額変更が生じたための予算計上であります。

防犯対策費は、市内の安全安心を強化するための小中学校を中心に、主要な公共施設に防犯カメラを設置するための費用であります。

民生費は、介護保険特別会計繰出金といたしまして、所得段階が第1段階に該当する被保険者の保険料を軽減するための予算措置であります。

生活保護総務費は、平成26年度の生活保護国庫負担金の精算に伴う返還金であります。

衛生費は、浄化槽設置の件数が増加したことに伴う事業費の増額であります。

じんかい処理費は、旧境小学校の一部残されておりました瓦れき処分を実施する予算計上です。

農林水産業費は、農業振興費といたしまして学校給食における県産農産物の利用拡大や中山かぼちゃブランド力向上支援に係る所要額を措置をしたものであります。

市単独土地改良事業費は、国庫補助や県単独補助の対象とならない小規模な農業生産基盤整備を図るための費用であります。

元気な森づくり推進事業費といたしまして、明るく安全な里山林整備事業補助金を関係地区に追加交付を行うための補助金の増額であります。

商工費は、新事業創出支援事業といたしまして、特許権利出願等の申請増加により企業競争力強化支援事業費補助金の増額補正を行うものであります。

土木費は、道路橋梁総務費といたしまして、都市計画街路旭通り線の国道移管に必要な道路台帳整備に要する経費を計上するものでございます。

維持管理費は、道路施設等に係る維持管理業務委託料の追加と今後の道路除雪費用の計上でございます。

道路保全費といたしまして、舗装修繕3カ所、道路排水施設2カ所、区画線設置2カ所、橋梁修繕1カ所に係る費用でございます。

道路整備費につきましては、社会資本整備総合交付金の配分変更に伴い減額をするものでご

ございます。社会資本整備総合交付金を活用した6カ所、合併特例債事業2カ所、単独分8カ所の計16カ所となります。

市営住宅管理費は、各市営住宅の修繕を行うための費用でございます。

消防費は、災害対策費といたしまして、自主防災組織に対する防災倉庫及び資機材を県の補助を活用して整備をするための費用を計上するものでございます。

教育費は、教育委員会事務局費として、全国大会等に出場する児童生徒に対して、必要経費に対する助成を行う経費を計上するものでございます。

中学校管理費は、南那須中学校校歌作成に係る予算計上であります。

烏山中学校施設整備費は、プール排水不良箇所及び高飛び込み台の撤去に係る費用を計上するものでございます。

文化財保護費は、市指定文化財保存の修理に伴う経費に対しまして2分の1助成する費用でございます。

長者ヶ平官衙遺跡保存事業費といたしまして、史跡等保存活用国庫補助金を活用した土地の購入及び補償に係る費用でございます。

烏山運動公園施設整備費は、公園内に防犯カメラを設置するための所要の経費を計上するものであります。

武道館施設整備費は、武道館整備に伴う外構設計業務委託に係る費用でございます。

次に、歳入予算についてでございます。国庫支出金は、介護保険の低所得者保険料軽減に伴う負担金を追加するものでございます。社会資本整備総合交付金は、国の配分変更に伴う減額でございます。

県支出金は、国庫支出金と同じく、介護保険の低所得者保険料軽減に伴う負担金を追加するものであります。

また、農業経営者に対する経営体育成支援事業補助金及び元気な森づくり推進事業市町村交付金につきましては、県の追加決定に伴う増額であります。

繰入金は、平成26年度決算に伴う介護保険特別会計繰入金であります。

市債は、道路整備の変更に伴い、市道整備事業債を減額するものでございます。

寄附金は、ふるさと応援寄附金といたしまして、群馬県伊勢崎市大山祐一様、東京都目黒区新沢 清様、東京都世田谷区根来恵子様、3名の匿名様からでございます。

また、南那須図書館幼児用図書購入寄附金といたしまして、烏山ロータリークラブ会長萩原宣子様からでございます。御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第でございます。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金等をもって措置をいたしました。

次に、議案第2号 平成27年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第1号についてであ

ります。本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ4,457万1,000円を増額し、補正後の予算総額を26億5,677万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、前年度の保険給付費、地域支援事業費の実績に基づく国、県支出金等の精査に伴う償還金等の増額及び過不足が見込まれる保険給付費、地域支援事業費の補正でございます。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしますとともに、今年度の国の制度改正であります公費投入による低所得者の保険料軽減を行うことに伴う財源の振替をあわせて行っております。

議案第3号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ873万円を増額し、補正後の予算総額4億9,703万6,000円とするものであります。

歳出の内容は、(仮称)舟戸マンホールポンプ場機械器具庫築造工事に当たりまして、施設整備費、工事請負費を増額するものであります。

歳入の資本費平準化債は、事業債の借入実績に伴い精査をし、増額するものであります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたします。

議案第4号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ891万7,000円を増額し、補正後の予算総額1億960万7,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、県の県道牧野・大沢線道路改良工事に伴う大木須地内の配水管布設替工事であります。財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

次に、議案第5号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算第2号についてであります。本案は、水道事業会計予算の資本的支出を543万3,000円増額し、補正後の予算総額3億1,040万7,000円とするものであります。

主な内容は、県の国道294号線排水管布設工事に伴う野上地内の配水管布設替工事費用の計上であります。

以上、議案第1号から議案第5号まで一括をして提案理由の説明を申し上げます。慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(佐藤昇市) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

10番渡辺健寿議員。

○10番(渡辺健寿) 一般会計のほうですが、防犯対策費防犯施設整備費で先ほど小中学

校に防犯カメラ設置とあったんですけれども、多分全小中学校に設置されるのかなと思われま
すけれども、その確認、さらに、各小中学校に何カ所ぐらい、どんな防犯カメラがどの位置に
何カ所ぐらいを考えておられるのか。

それともう1点は、烏山運動公園ですか、やはり防犯カメラがあったようでありましてけれど
も、あそこはちょっと不審者の件で問題、防災メールなども入っておりますけれども、その後
はどのようになっているか。不審者などは検挙に至っているのかいないのか。その2点、お伺
いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 14ページの防犯対策費防犯施設整備費、防犯カメラの設置、
692万円、工事請負費ということで予算化させていただきました。先ほども説明がありまし
たように、犯罪抑止とまた、安全な学校生活を送るということで、設置箇所については全部で
9カ所でございます。小中学校につきましては、学校等とも調整を行いまして、設置箇所、ほ
ぼ固めておりますが、今後、工事施工等で若干の修正が出るかと思いますが、大体は校門近く
ですね。あとはその学校の先生方が目の届きにくい場所ということでは言われているところもあ
りますので、そのような学校からの要望に沿った形での設置を考えております。

なお、これからまた、箇所等は詰めていきますが、小中学校のほかにも非常に寂しいところ
である通学路、また、大桶運動公園等への設置も要望として出されておりますので、それらが
9カ所の中に含まれております。

続いて、烏山運動公園に設置させていただきました防犯カメラ等につきましては、生涯学習
課のほうで防犯カメラ、これは仮設、臨時的なものでございます。これらについては、烏山運
動公園の運動場に4回ほど、児童生徒に被害を加えるというようなことで書き込みがありまし
た。そのようなことで、3回目の書き込みがなされたときに、私どものほうで速やかに防犯カ
メラを設置させていただいて、そこの同じ場所を私のほうで監視といいますか、してありまし
たところ、先週ですかね、やはり同じ書き込みをされた方がいて、これらについては警察のほ
うで事件性が問えないということで、それを検挙とかそういうのには至っていないという状況
がでございます。

そのようなことで、そういう当事者の発見には監視カメラが非常な効果をもたらしたという
状況がでございます。なお、これらについても、今後、やはり同じような事案が起きないかどう
か、またこれらにつきましては、私どもも自警団とか防犯パトロール隊、あと見守り隊等にも
情報等も提供させていただいて、このような事案が起きないように見守り活動も徹底をしてい
きたい。そのようなことで対応はとらせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 小中学校の件、あるいは大きな公園などで9カ所ということですが、今の説明ですと、例えば1施設に1カ所という解釈になってしまうんですか。校内に2カ所のところもある。あるいはもっと多くの数が。1施設に9カ所という意味じゃないんですよね、これはね、多分。

あと運動公園の件は、検挙に至らなくても犯人みたいな人は特定されたという解釈でよろしいんですか。この2点について。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 先ほど述べましたのは、9台ということで御理解いただきたいと思います。そのようなことで、設置を予定させていただいております。

ですので、要望等に、先ほど言いましたが、今後詳細も詰めていきます。なかなか電気または配線の関係とかいろいろ出てくるかと思しますので、そちらのほうでの細かい詰めは今後させていただくということですが、複数の要望が出されている学校もあるということで御理解をいただきたいと思います。

それと、烏山運動公園の防犯カメラ等に写った画像によりまして、速やかにその落書きをした方を警察のほうで一旦保護しました。そのようなことで、再度起きないようにということで、警察等からの指導はなされております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 私も一般会計補正予算の第2号の中から3点お伺いをしたいと思います。

まず初めに、16ページ、3款1目の生活保護総務費でございますけれども、これは修正前よりも1,045万3,000円、約25%上がっていますね。これは当然これから増えてはくるとは思うんですが、この1,045万3,000円増える、この内容について、ちょっと御説明をいただければなと思います。

それから、先日、NHKスペシャルでやっていました親子共倒れ、老後のね。何て言ったかな。迷走する高齢化社会だか何だかという中で、親が体が弱っちゃって、親の看病のために、ほかで就職していた中年になった子供が家に帰ってきて仕事をやめて、親の生活をみる。それをする事によって、今まで親が受けられていた生活保護がカットされて、子供が帰ってきたことによって生活保護がカットされて、子供もまた安定した仕事につけない。お互いに生活が苦しくなって、東北のほうでしたかね、その家庭では面倒を見ていた息子が64歳だったかな、突然死して、そうしたら、当然その介護されていたお母さんも自分で動けるような状態じゃな

かったので一緒に凍死していたというようなことがあったわけですが。

これは本市においても、やはりそういう高齢者の方と、それから結婚されていなくて仕事がなく、一緒に住まわれている40代から60代ぐらいの方もいらっしゃるかと思うんですが、その辺の世帯の把握というのはできているのかどうか。もし、おわかりでしたら、その辺についてもお伺いしたいと思います。

それから2点目は、7款2目の商工業振興費、これに補正50万円とありまして、新事業創出支援事業費と書いてあるんですけども、この内容についてもお伺いしたいと思います。

それから最後の質問です。10款2目体育施設費850万1,000円とあります。これは武道館施設の整備費と書いてあるんですが、これは実際に設計業者からいろいろなプレゼンテーションが終わって決定されたわけですね。それについてどのくらいの規模で、どの辺にどういうふうな建設する計画になっているのか。わかる範囲内でお答えをいただきたいと思います。

以上の3点です。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） それでは、お答えをいたします。

6ページ一般会計ですね。こちらの3款民生費3項生活保護費の中の生活保護総務費1,045万3,000円という数字がございます。こちらの内容のお尋ねでございます。こちらにつきまちは生活保護費の給付分ではなくて、こちらに予算書の中の節にありますように、23節償還金ですね。利子及び割引料という23節の中に1,037万1,000円という数字があるかと思いますが、これにつきましては、大部分が過年度、昨年度分の生活保護費、国庫負担金の返還金、償還金ですね。こちらの分になっているものでございます。

内訳につきましては、生活扶助費として受けた国庫補助金ですね、こちらを1,359万4,000円を返すと。それから、医療扶助費としまして133万6,000円、これを逆にいただくということですね。それから、介護扶助費ということで188万7,000円、こちらもやはりいただくということで、この3つを相殺いたしまして、国のほうに今回、1,037万1,000円を償還するというので、既に過年度にもらい過ぎておりますので、そちらを償還するという補正の内容となっております。

それから、ただいま久保居議員のほうからありましたように、貧困の関係ですね。生活困窮等々について、やはり社会的に大きな問題となっているということで、久保居議員おっしゃる番組について、私も拝見いたしました。たしかNHKスペシャルか何かでやっていたかと思いましたが。そんなことで、いわゆる負の連鎖的なものとか、そういったものについてはいろいろな意味において社会問題になっておりますので、こちらについて私どもの所管しております生

活保護制度について、やはり最後のセーフティーネットということでやっておりますので、そういうことがあれば、そうなる前にいろいろな形で相談を受けて、そこに陥ることがないように対策を現在とれということが、今の制度の新しいくりになってきておりますので、そういう相談業務等については積極的に受けて、対応していきたいというふうに考えております。

それから、こういった対象者の把握はどうなっているかという御質問でございます。これについては、特に独居高齢者、それから、高齢者世帯ですね。こちらを中心に要援護者、援護を必要とする方の調査ということで、要援護者の調査を例年10月1日を基準日として民生委員さんを中心にして全世帯の調査をやって、その台帳をつくっております。これについては各方面で共有して、何かの異常事態等があった場合は速やかに対応できるような形で要援護者台帳というのを整備して、把握に努めている状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 私のほうからは、18ページ商工費2款商工業振興費の中の新事業創出支援事業費50万円の補正の内容ということでございますが、この内容は、特許権等の出願等の申請をする場合に、市は1事業に対して対象事業の2分の1以内、限度額50万円ということで、当初予算で1件分50万円を予算計上しておいたところでございますが、7月末の現在で3件の特許出願がありまして、約28万1,000円ほど出ておりますので、今回、今後後半の部分でまた申請があるということの予測のもと、50万円ほど補正したところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 久保居議員の質問の22ページの武道館施設整備費でございます。こちらのほうは武道館設計に伴います外構工事の設計料の要求でございます。関連しまして、武道館の本体の設計につきましては、7月にプロポーザルの提案型で審査のほうを行いまして、フクタ設計のほうで1位になりまして、そちらのほうと契約を済ませておりまして、おおよその概要なんですけど、今、9月に基本設計のほうを入れることで毎週木曜日に打ち合わせを行いまして進めているところなんですけど、主な提案では、大体大きさが1,000平米以内というのが提案の1つでございまして、現在のところ、995平米程度のものを設計を進めております。

構造といたしましては、木造の構造になります。あと一部、観覧席及び会議室が中2階という形のところで、競技場自体のアリーナはほぼ1階の設計になるような形になります。あまりうまい説明じゃなくて大変申しわけないんですけど、以上のような形で今のところ、業者のほ

うと詰めております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 生活保護については、私の質問の仕方が間違っただのかなと思って反省しております。申しわけございませんでした。

ただ、課長が言われたように、高齢者と中年の親御さんが一緒に住んでという事態は、うちの市にもあり得ますよね。その件については、民生委員の方とか、担当課の皆さんで調査をして現状を把握しているということなんですけれども、さらにさらに、ああいうテレビで起きたような事故がうちの市で起きないように、徹底してやはり実態調査を行って、そしてまた、命に支障があるような場合は手を差し伸べてあげられるような、そういう体制をさらに心がけていただきたいと思います。

それから、2点目の新事業創出支援事業については了解いたしました。

3点目についてなんですけど、これ、あれですね。大体建坪というか、平米は1,000平米、2,000平米、1,000平米ね。これは外構工事だということなんですけど、一部木造で、2階に観覧席がついているということですよ。これは、どうなんです。今の市民駐車場の中に収まるんですか。公園のほうも少し削らせるんですか。今のその公園の。何かね、話を聞くと、私たちが住民の説明会で聞いたときにあった4パターンの図面には、ちょっと公園が何メートルかわからないけども、トイレあたりのところまで5メートルぐらいずっとかかるというような概要の図面が載っていたような気がするんですけど、一部では全然公園はかからないよという話もあるんですね。

それと、1,000平米でどのくらいの観客が入れるのか。また、その周りの駐車場は何台ぐらい確保できるのか。もしおわかりでしたらその辺をお話しいただきたい。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 今、詳細につきましてはちょっと詰めているところなんですけど、主に市民駐車場のほうの敷地を利用して建築をしたいということで進めております。なお、市民駐車場の浄化槽の跡地及びトイレの部分につきましては、解体撤去いたしまして、一部駐車場にして40台程度の駐車スペースを確保したいなということで、今、設計のほうを詰めているところでございます。

市長のほうからの指示事項もありまして、なるべく市民公園についてはつぶさないような方向で調整してくれという指示を受けておりますので、そちらの方向で今、設計のほうと打ち合わせをしているところでございます。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） これ、全体で1,000平米、公園のほうはかからないということですね。そのトイレだけだと。トイレと浄化槽。やっぱり公園のところにちょっと入ってくるんだよね。

それで、これだけのスペースがあると、剣道何面、柔道何面とれるんですか。それでどのくらいまでの大会が会開催可能なんですか。それについて。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 今のところ剣道場2面、柔道場1面の3面を予定しております。大会的には、県大会程度は十分開けるかなと思っております。

○議長（佐藤昇市） ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

質疑に入る前に、市長のほうから訂正の答弁がございますのでお願いします。

大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど軽率な発言がございましたので、おわびと訂正を申し上げます。歳入に係るふるさと応援寄附金といたしまして、大山さんを初め公表してもいい3人の皆様方から応援寄附金をいただきました。続いて、3名の匿名様からというふうが続けて言ったものですから、ほか3名の匿名様から、計6人の皆様から応援寄附金をいただいたということにおわびをして訂正をさせていただきますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第1号の平成27年度の一般会計補正予算でございますが、まず、14ページ、情報政策推進費ですね。行政情報化推進費ということで238万5,000円でございますが、先ほどの提案理由の説明では、やはりマイナンバー制度導入に伴う経費の計上ということでございます。これはどのような内容に使われるのか。那須烏山市としては、これまでマイナンバー制度導入に伴う全体の費用は幾らかかっているのか。そのうち国のほうで交付金なのかと思われませんが、そういう形でそのうち幾らぐらい国が費用を出しているのか、説明を求めるものであります。

次に、やはり防犯カメラ関係でございますが、9台設置ということでございまして、これは22ページの烏山運動公園施設整備費にも設置をするということでございます。防犯カメラが

非常に性能がよくなりまして、そういうものを特定するには非常に有効だというふうに思われますが、しかし、大阪寝屋川市ですかね、あの問題はやっぱり防犯カメラの性能はさることながら、8時過ぎに子供らが、誰々ちゃんちに泊まりにいくからということに許すような社会ね。実際には泊まらないで駅前を徹夜でふらふらしていたわけですね。そういうところに、あの犯人が連れていっちゃったわけでありましてけれども、そういうことが起きないような対策、これが本当に大事だなと。

したがって、親を含む家族がそういうのは行かないようにという必要もあるだろうし、そういう子供たちを見かけた人は、何でこんな夜遅くふらふらしているんだというふうな問いかけも必要だというふうに思うんですよ。

今回、運動公園のところの掲示板等に子供に危害を加えるという落書きをしたというものについては、防犯カメラで相手を特定し、そして警察が、本人及び家族に二度とこういうことをしないようにということで嚴重注意をしたと聞いております。

ちょっと足りないのは、教育関係のほうでも非常にそれ、もう何か月も気にしている問題でありましたので、当然学校関係にも、その内容については学校を通じて各生徒や保護者のほうにも連絡がいったのかなと思われましてけれども、やはり多くの市民がそういう何か子供たちに危害が加えられない安全な地域社会を望んでおりますので、その辺の防犯体制の強化ということが求められるというふうに思うんですが、その点で関係機関並びに行政、そして学校、教育委員会、そういうところも含めて、この防犯カメラ設置に頼らない安全対策を地域ぐるみでつくっていただきたいなというふうに思うんですが、この回答をもう一度お願いしたいなというふうに思います。

17ページの元気な森づくり推進事業費についても、どのような内容を補正をしたのか説明を求めるものであります。

18ページのふれあいの道づくり事業費240万円ですね。これはどの辺の路線なのかお願いしたいと思います。

19ページの都市公園管理費でございますが、これは国道294号線の移管関係の旭通り線ですかね、警察通の道路台帳整備ということでございますが、これはいつごろまでに整備されるのか。説明を求めるものであります。

20ページですね。烏山中学校の施設整備費でございますが800万円、プールの高飛び込み台を撤去するというところでございますが、もうこれは既にやったのか、それとも今後プールの使用が終わってからやるということなのか。その中身についてもう一度説明を求めます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、まず初めの質問であります14ページの情報政策推進費についてお答えいたします。

今回、補正させていただきましたのは、主に臨時職員の賃金に伴うものと、それから、個人番号カード交付に係る機器の使用料に関するものでございます。

先ほどもお話ししましたが、平成28年1月から個人番号カードが交付されますが、こちらは申請に基づき希望者に発行されるということになっていますが、先ほど住民基本台帳カードが既に500件申請されているケースがあるということで、もしその方たちがそちらに移行した場合は、その程度の申請はあるのかなという想定はしております。

そうした場合、この交付なんですけど、国の試算では交付に係る時間が1人当たり20分から30分かかりますということになっております。パスワードとかを設定していただくという作業があるので、なれてきても20分ぐらいかかるのだらうと思うんですが、それらの交付を1月から一斉にやった場合、人的にも相当な負担が生じると思われまますので、それを臨時職員で対応したいということで予算を計上させていただきました。

それから、先ほど通知カード、もしくは個人番号カードに住所の変更があった場合に、後ろに裏書きをしなければならないという説明をしたかと思うんですが、その裏書きをするための機械ですね、そちらを使用料、リースなんですけど、そちらのリース代を47万5,000円ほど見込ませていただいておりますので、大きく内訳を申し上げますと、そういったものになります。

それから、2つ目の質問のこれまでにどれぐらいの費用がかかったか。もしくはこれから見込まれているかということなんですけど、ちょっと手元に詳しい資料がなくて申しわけないんですが、平成26年度につきましては、システム、このマイナンバーに対応するためにシステムの改修を行ってございまして、そちらが基幹系と言われる住民基本台帳システム、地方税務システム、総合宛て名システムの3つの基幹系システムと、それから、それぞれ介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、児童福祉、障害者福祉、健康管理、生活保護の9つのシステムの改修を行ってございまして、そちらのほうで平成26年度分として1,065万9,000円ほど既にシステム改修費にかかっております。

平成27年度のシステム改修費として、さらにこちらのほうで1,730万円ほど見込まれておりますので、システム改修だけでも合計で2,797万円程度の費用は発生しているということになります。

それらについては、ほぼ国からの交付金で賄われるということで、これらのシステム改修のほかにも実際には先ほどからお話のあります通知カードの製作料ですね、そういったものをJ-LISに委託しますので、それらの委託費とかも発生するんですが、それらも全額国の負担

ということになっております。

以上、もし詳しい数字が必要でしたら、後でお調べしてお答えしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、防犯設備といいますか、子供の夜間の外出、徘徊といいますか、につきましては、来週、市の校長会がございますので、その際に十分注意してもらおうと。それから、保護者のほうにも十分注意をするよう促して、また、協力を願うように、また別の機会をとらえまして、見守り隊の方がかなりの数、協力していただいていますので、単に見守り隊の方にお任せするというのではなくて、見守り隊の方が地域の集まりとか寄り合いのときに率先して、こういうふうにやろうじゃないかというようなお声をかけてくださいというような話をしてまいりたいというふうに思っております。

これまでの経過につきましては、保護者等に、危害を加えるというような落書きがあったので注意をしてくださいというようなメールをその都度出させていただいています。ただ、細かい学校名その他詳しい内容については控えてほしいという警察からの依頼がありましたので、一部保護者にはどういうことなんだろうというクエスチョンマークが大きくなってしまったというきらいもあるんですが、ちょっと警察との調整の中でそのような形で対応させていただきました。

また、該当者といいますか、実行者が一応指導された、確保されたということですので、その際についても、前回このようなメールを出した内容については、行為者が確定しましたので指導いたしましたというような形で、警察からのメールとあわせて学校からも、また市役所からもメールを保護者のほうに出させていただきました。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 3番目の質問でございます。17ページ、6款の農林水産費の中で、林業振興費の元気な森づくり推進事業費についての内容の御質問でございます。本件につきましては、年度途中新規で3件の明るく安全な里山林整備事業のほうに3件、下川井地区、谷浅見地区、森田地区のほうに認定になりましたので、そちらの事業費につきまして補正をお願いするところでございます。

下川井地区におきまして63万3,000円、谷浅見地区におきまして150万円、森田地区におきまして110万円の補助金になっております。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 18ページの土木費のふれあいの道づくりの実施箇所についてなんですが、現在、6カ所予定しております。八ヶ代、下境、向田、三箇上、大桶下、下

川井下の6カ所です。

それと、道路台帳の整備についてなんですが、これは平成29年4月の国道294号と市道の交換というか、移管について、市のほうでは道路台帳を整備しておく必要があるというようなことなものですから、補正で都市計画街路旭通り線1,700メートルについて要望しました。

県のほうでは、JR烏山線の野上アンダーのところですね、今、排水工事を実施していただいているところです。お互いに、県と市のほうでやるべきことを済ませましたら、平成29年4月には移管になる予定です。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、20ページを開いていただきたいと思います。20ページの中ほどになりますが、右側の説明の欄に烏山中学校施設整備費ということで800万円計上されております。現在、烏山中学校のプールの改修工事につきましては、設計業務を委託して、今、設計中というところでございます。

今回はプールの西側に高飛び込みのプールが現在設置されております。20メートル真四角の深さ4メートルぐらいあるプールということで、学校のほうに確認しましたところ、今はもう使用していないと。将来的も使用されないというようなことでしたので、今回、プールの改修工事ということで、ここを追加させていただきたいということで計上させていただきました。

また、あわせてプールから出ている排水管でございますが、大変老朽化しておりまして、排水用のバルブ等も完全に閉まらないというような状況もありますので、そちらもあわせて今回、増額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 大体わかったんですが、質問のほうで1つ漏れまして、16ページの環境衛生費ですね。旧境小学校の災害瓦れきをきれいに処分をするということでございますよね。これはいつごろまでに終わるのか。問題なのは、この旧境小学校は地元の方々も近くに住宅も隣接しておりますので、火災等の心配を前からしているところなんですよ。したがって、早急に解体撤去、そして何かいい方法で、民間開放などで生かす方法を検討していただきたいということでございます。

○議長（佐藤昇市） 薄井環境課長。

○環境課長（薄井時夫） ただいまの質問ですね。16ページ、4款衛生費2目塵芥処理費13節委託料216万円計上させていただきました。これは先ほど市長の答弁にありましたよ

うに、旧境小学校跡地の木くず等処分関係費として計上させていただきました。

この内容につきましては、木くず等が校庭の西側に一山、小さいものですが残った状態になっています。これを重機等で廃材と砂、土をふるいにかけて状態で分別して、専門業者に持ち込んで処分するというので、その一山の処分についてはこちらで、きょう補正予算が通れば年内に執行する予定で準備させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 旧境小学校の跡地活用につきましては、商工観光課のほうで実施しております工場敷地の関係の登録とかそういうところにも載せております。また、ちょっとこれ関連ですが、過日、滝口議員から言われました廃校プロジェクト、そちらのほうにも載せていろいろ活用の方法をしております。

今後、やまびこの湯も方向性が出てきたということですので、旧境小学校のほうですね、いろいろなことが出た場合にはすぐそちらに情報提供するという姿勢を持って、またいろいろな情報があった場合は速やかに対応をとっていきたいと思います。そのようなことで、総務課だけでなく、全ての課と連携をとって情報収集に当たっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○18番（平塚英教） 了解。

○議長（佐藤昇市） 8番渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） まず、ページ数で言うと16ページですね。衛生費、浄化槽の設置事業ということでございます。単独浄化槽の撤去も含まれているのかなとも思いますが、中身についてどのぐらいの設置になっていて、もし含まれているのであれば、その単独浄化槽の撤去の数字ですね、その辺も教えていただければなというふうに思います。

あとは、24ページに総務費なんですけれども、烏山庁舎のガラスにフィルムを張るという工事がございます。これはもちろん熱を遮断するというので、一時期こういうフィルムが果たしてその効果があるのかどうかというような騒ぎになったことがあるのかなと思うんですけれども、これの工事をやることによってどのような効果、例えば二酸化炭素で言うと何トン削減できるとか、何かそんなようなことをしっかり計算してやっているのかどうか。その辺お尋ねしたいと思います。

一応以上です。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 1点目の16ページ、浄化槽設置事業費につきまして、上下

水道課所管でございますが、予算の編成をいたしましたので、私のほうから内容の御説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算に計上いたしました浄化槽の基数でございますが、5人槽が12基、7人槽が20基、10人槽が2基の計34基でございます。あわせまして、御質問のありました単独浄化槽撤去補助金、こちらについては25基分を計上させていただきました。合わせて1,559万8,000円でございます。

なお、平成27年度の当初予算におきまして、浄化槽が89基、単独処理浄化槽の撤去費が50基ということで予算を見積もっておりましたけれども、今年度既に上半期におきまして、単独浄化槽から合併浄化槽への改良が52件、新築に伴う浄化槽の設置が24件、計76件ほど申請がございました。これから下期に向けまして、さらにその想定される基数について今回、補正をさせていただいたものでございます。

なお、この事業につきましては、本来であれば、国3分の1、県3分の1の補助金がつくものでございますけれども、この浄化槽設置事業費につきましては、5年間の事業計画ということで国の汚水処理交付金を受けて実施する事業でございます。5年間の事業計画を国のほうに申請しているわけなんです。今年度分の市の補助金の割り当てというんですかね、枠はもう確定してしまいましたので、今年度分の交付金につきましては、最終年度、国のほうで追加交付を受けられる予定となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 24ページ、烏山庁舎窓ガラス遮熱フィルム貼り付け工事。工事費として27万8,000円計上させていただきました。今回、実施するのは市長室、副市長室ということになっております。

これにつきましては、昨年度、最初試験的ということ私のところへ、あなたのところは一番西日が当たるし窓際だからということで、効果を検証しなさいということで設置されました。先ほどCO₂などの削減効果というのはいかがかとは思いますが、私のところに書類を置くと、すぐ黄ばんでしまったんですね、今まで。ところが、今、私の周りにもちょっと書類を野積みにしておいたりするんですが、黄ばむことが非常に少なくなっているということが、これは私に降り注ぐ紫外線が少しでも軽減されているのではないかなということで、そういう点で具体的な数値等があれば示せないんですが、多少体にもいいのかなという。

今回はやはり、状況が悪いところですね。日がこれから傾いてきますので、やはり朝日なり夕日が当たるということ、副市長室、市長室も非常に朝、奥まで日が差し込んできますので、書類が黄ばまないようにということと、あと紫外線より体を守るというようなことで、

私が人体実験台になりまして多少効果があるかなという感じがしますので、今回、最低限でやらせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 再度確認をさせていただきたいと思うんですけども、衛生費のほうでございます。これは市の一般財源を1,570万2,000円を出していますが、後で国のほうから、または県のほうから3分の1ずつは、ただ、今間に合わないの一般財源で対応をとりあえずしますよと、こういうことでよろしいのかなと思うんですが、もう一度お願いできればと思います。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 国の汚水処理交付金の関係につきましては、今年度はもう既に補助金の枠が固まってしまったので、5年計画の最終年次に、その分について追加交付をいただくということでございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 5年の最終年次というのはいつですか、済みません。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 今年度が初年度でございますので平成31年度になります。

○8番（渋井由放） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 6番 田島信二議員。

○6番（田島信二） 保育園施設費15ページ、にこにこ保育園運営費というのと七合保育園運営費、これはどういう。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 田島議員の15ページの保育施設の御質問でございますが、にこにこ保育園運営費202万2,000円でございますが、これにつきましては、自家発電機の設備が老朽化に伴いまして劣化してしまっていて、通常点検の中で自動から手動に切りかわらないというのがわかりまして、このメーカーのほうに頼みましたら、部材の劣化ということで専門の業者に見積もっていただきまして、それらを修繕として上げたものが174万5,280円。あと、職員用のトイレが和式でありまして、それをトイレを洋式に変えるという内容でございます。

失礼しました。にこにこ保育園がその主なのが自家発電で、七合保育所につきましては和式のトイレの修繕42万7,680円及び足洗い場とかが旧大桶小学校のものを使っておりましたので、それらの修繕。あと園庭が雨の日にもぬかるみますので、すのこ代。そういったものを

含んだものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） ほかにありますか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 何点か質問させていただきます。

まず、一般会計の5ページの債務負担行為ですが、ここに固定資産台帳整備支援業務委託とありますね。この支援業務1,200万円なんですけど、なぜこの市がどこに対して支援しなければならないのか。このことについてまずお伺いしたいと思います。

次に、12ページですね。この歳入の雑入の中に町村会保険金として224万2,000円、1つ下に地方公務員災害補償基金助成金39万5,000円が歳入として入っております。この歳入になる理由についてお伺いをしたいと思います。

次に、防犯灯につきましては、同僚議員から質問がありまして答弁を聞きましたので、これ了解しました。

生活保護についてもわかりました。

18ページの道路維持費の件なんですけど、道路維持費の中の工事請負費が1,700万円ほど計上されております。この内訳は裏の工事一覧の中には載ってはいないわけなんですけど、今回のこの予算を含めまして、この路肩の除草のための費用というのはまだまだ残っているんでしょうか、これ。課長。

これ、記憶があると思いますが、私、去年一般質問の中で、この路肩の除草がまだまだ完全でない。さらに、随分と木が生い茂っているよと。これらは新築改良費の予算を削減してでも、この道路維持費に回すべきではないかと、そのように私、質問しました。それに対して、市長は、いや、その新築改良の要望、陳情等もたくさんあって、そういうわけにはいかないと、そういうものですから、ならば、各自治会の道路愛護会の草刈り、除草ですね、今はどこの自治会も多分2回やっていると思いますが、これを道路愛護会に対する助成金を少々増やしてでも3回にするように要請できないかというようなことで質問しましたら、そのようにお願いしてみますというわけでしたが、その後どうなったのか。

さらにもう1点、区画線、今回のこの工事の中にも一部ありますが、この道路の区画線、消えているところがいたるところにありますね。これは日中はほとんどあってもなくても大丈夫なんですけど、最も私が危険に思うのは、夜間の雨の日ですよ。もう路肩がどこか見当がつかないようなところがあります。これは都市建設課長の近くにもたくさんありますので、十分承知はしていると思います。これらの区画線の修理と路肩の除草、これをやる気があるのかどうかお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、まず、固定資産台帳整備支援業務委託の支援業務とは何かというところがございますけれども、まず、この固定資産台帳の整備でございますけれども、こちらにつきましては各地方公共団体におきまして、これまで財務書類を作成しておりました。それぞれの自治体でさまざまな基準によって作成していたこの財務書類につきまして、総務省のほうで統一的な基準を定めまして、ことし1月にその基準に基づいて、平成29年度に各全国の地方公共団体で財務書類を統一の基準に基づいて作成をするようにという通知がございました。

そのための基礎資料といたしまして、現在、全国の市町村で平成28年度までにこの固定資産台帳を整備する作業を進めてございます。この台帳につきましては、総務省のほうから示された様式に基づきまして、市が所有しております全ての固定資産、土地、建物等につきまして、その取得価格であるとか、耐用年数、減価償却額等、合計で1つの資産につきまして61項目のデータを整理するものでございます。

本市ではこれを受けまして、平成25年度からこの準備を進めてまいりました。市の所有しております土地を固定資産台帳から抽出いたしましたけれども、約1万1,000筆ほどの土地を抽出いたしまして、航空写真等の突合を行ったところがございますけれども、この土地のほかに市の所有しております建物、備品等につきまして、今年度から平成28年度までの2年間でそのデータの整理を業務委託により行うものでございます。

この業務委託をする理由でございますけれども、対象となりますデータが土地だけでも1万1,000筆という非常に膨大な量でありますこと、それから、今後の財務書類作成のための基礎資料となりますことから、その帳簿価額あるいはそれらの減価償却額を算定する必要がございます。そういった作業について非常に専門的な知識が必要となってまいりますことから、これらの台帳の整備を効率的に進めるために実績のある専門業者のほうに委託して事業を進めることといたしましたものでございます。

なお、この台帳整備については、県内全市町でも進められているわけがございますけれども、県内14市のうち12市で同じような形で業務委託により整備を進めている状況でございます。なお、これに要する経費でございますけれども、債務負担行為の額につきましては、平成28年度1,200万円でございますが、今年度平成27年度分といたしまして13ページの財産管理費の中の財産管理費588万2,000円でございますが、このうち平成27年度分として300万円を予算措置してございます。合計1,500万円の事業費でございますけれども、これらにつきまして財源につきましては国が現在推進しているということもございまして、その2分の1を特別交付税で措置していただけるものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 12ページ、雑入で町村会保険金の内容について説明をさせていただきます。

まず、町村会保険金の中で一番大きいものが昨年、昨年というか発生年も特定できなかったんですが、旧やまびこの湯の電線ケーブル、また、浴室の蛇口等の盗難被害にかかわる保険金ということで、2回に分けてなんですけど158万2,000円、入金になっております。これらについては、私どものほうで見積もった金額より多く保険金が支払われております。

続いて、境小学校で排水管の破損の事案が発生しまして、それらの保険金が46万円、それと、これは消防車庫でシャッター、消防自動車接触により破損ということで10万2,000円、それと、やはり成人式の際のヘッドセットマイクの破損事故の補償保険分ということで7万2,000円、それと、大桶運動公園でガラスの破損事故がありまして、その保険金2万4,000円、以上、円単位まで言っておりませんのでトータルで若干ずれは出るかと思いますが、そのような内容の保険金が入金になっております。

続きまして、地方公務員災害補償基金助成金、これにつきましては、メンタルヘルス事業の助成ということで、私どものほうでも産業医によるカウンセリング、また、これからいろいろなストレスチェックとか、そういうものも昨年度から実施しているわけなんですけど、それらの事業に対する助成金ということで39万5,000円が歳入として見ております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 18ページの道路維持費についてお答えいたします。

まず、路肩の除草とか区画線の修繕が必要ではないかというような御指摘なものですから、確かに道路を整備しても草が生えていたり、区画線がないと、交通安全上とか、あとは環境とか景観上もよくありません。

そのようなところから、まず、路肩の除草については、現在、作業員が6名いるものですから、6人で、公園の管理とかそのほか側溝の整備などもやっているの、毎日とは言えませんが行っています。市道が409キロあるわけなんですけど、その要望のあったところとか、あとは通学路、幹線道路などを中心に作業、草刈りを行っています。草刈りも年に1回で済めばいいんですが、2回、3回と必要になるものですから、なかなか期待に沿えないような状況になっています。

それに、区画線は道路をつくって、かなりたつたところがだんだん増えてきまして、確かに見えなくなっている状況がかなり増えているわけなんですけど、平成26年度には400万円を

使いまして5カ所、5.7キロを区画線だけに工事をしました。今回も補正で200万円をとりまして、3.2キロほどをやる予定にしています。区画線についても毎年少しずつはやっているんですが、消えるのに追いつかないような状況になっています。

そういうことで、除草とか区画線につきまして、これからできるだけ要望に沿えるように努力していきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 先ほど質問した部分については一通り御答弁をいただきました。その中でも道路維持については、もう課長も除草の件と区画線の件は認識はしているようなんですが、果たしてその必要なだけの予算要求しているのか。要求をしないことには予算がつきませんので、さらにこれから努力していただきたいと思っていますところであります。

あと、特別会計について何点かお伺いをしたいと思います。まず、介護保険の2ページを開きますと、繰越金、これは決算の中で5,308万円あります。しかし、この予算計上が4,536万円で、これは全額計上していないんですね。もうこれ、決算で決まったにもかかわらず。

これは介護だけではありませんね。下水道会計もそうです。簡易水道もそうです。なぜこれは、全額計上しないのか。一般会計は全額、今回の補正で計上をしております。この特別会計が計上しない、その理由についてお伺いしたいと思います。

それと、介護保険のほうですね。これは決算書にも一般会計繰出金が1,260万5,000円というのは予算計上されておりますね、介護保険。これはなぜ戻すのか。この件について答弁をいただきたいと思います。

一般会計のほうは、毎回工事一覧表がありまして、そこで工事請負費、これは何に使うのか全部最近はわかるようになっていきます。これは本当に私たちもありがたいと思っているわけなんです。しかし、特別会計のほうはそういう方法をとっておりませんね。この特別会計もこの一般会計の後ろ側か何かにもくっつけて、何とかこれは我々議会議員もわかりやすい方法ができないでしょうか。それができないとすれば、予算書の説明欄のほうへ具体的な説明を記載していただければ、我々としても理解しやすいんですが、この辺のところは検討していただきたいと思います。

以上です。この特別会計について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） ただいま御質問のありました介護保険特別会計の補正の件でございます。介護保険特別会計の2ページでございます。まず、繰越金の今回補正額4,456万円の件でございます。こちらの繰越金を今回全額なぜ補正に上げなかったということ

でございますが、結論から申し上げます、今後の12月、それから3月に向けての給付の状況を踏まえまして、留保財源として見ているところでございます。

今回のものにつきましては、歳入歳出、これは決算書でわかるかと思いますが、歳入歳出差し引き額が8,308万円が残っております。今回の決算書でわかるかと思いますが。介護保険については8,308万円が残っておりますが、うち基金積み立てを3,000万円しております。また、当初に80万円予算計上してございます。そして、今回、補正額で4,456万円を補正予算に計上してございますので、残余金としまして772万円、これが今後の補正財源として留保することで、全額補正に上げなかったということで御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、同じ2ページの中の繰出金の件でございます。2ページの下ほどですね。繰出金1,260万4,000円の件でございます。こちらにつきましては、一般会計とそれから介護保険特別会計との過年度分のやりとりの精算でございます。いわゆる今回は一般会計のほうに介護保険からもらい過ぎているので、1,260万4,000円を戻し入れをするというものでございます。

その内訳につきましては、介護保険給付費の市の負担分940万1,000円、それから、介護予防事業の市の負担分、これは減額でございます30万7,000円、合わせて包括の2事業の市負担分、これもマイナスの209万4,000円、それから、事務費の市の負担分が256万3,000円。それから、人件費の市の負担分304万2,000円ということで、合わせて1,260万4,000円が一般会計のほうから過年度でもらい過ぎておりますので、今回、介護保険会計のほうに戻し入れをするという内容になってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、下水道会計、簡易水道会計の繰越金の件につきまして、私のほうからお答えをさせていただきますが、繰越金の考え方につきましては、ただいま網野課長が説明した考え方でございますけれども、一般会計につきましては、今回の補正予算の歳出に全て充当をさせていただきましたけれども、下水道会計、それから簡易水道事業会計につきましては、今回の補正予算ということで、一部を財源として計上させていただきましたけれども、年度間の財源ということで、今後の事業の支出に備えて一般財源として留保をさせていただいているところでございます。

それから、工事一覧表につきましては、今後、一般会計に準じた記載とさせていただきたいと思っております。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） ただいま上程中の補正の中で2点ほど、数字はあまり大きくありませんが、まず、18ページで商工費、提案理由の説明で商工振興費の関係で新事業の創出支援事業費が50万円あります。特許関係だという話があったように思われますが、この商工振興の中で特許庁に申請をするような新たなと言いますか、新事業の創出があったのか。何件あって、どういうものがあったのか。これについて説明をいただきたいと思います。

もう1点は、その前のページですね。17ページ、イノシシの捕獲促進強化事業費があります。この時期に来て、また、イノシシの捕獲促進、イノシシについてはもう毎回のよう、この市の悩みでありまして、かつては川東の境地区に限定をされておりました。いまや全地区に出没をして農作物を荒らしている状態でありまして、22日からきのうまでですか、曲畑地区を限定に、農政でしょう、多分。狩猟による捕獲をやったようではありますが、その結果についてもお示しできれば、何十キロのやつを何頭仕留めたとか、ありましたらば報告をいただきたい。

どこの地区限定に考えているのか、市全体で捕獲強化事業でイノシシを退治するのか。これについて御説明いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 新事業創出支援事業における補助金の内容ということで、今までの実績ということですが、詳細は後で報告したいと思うんですが、7月までに3件ほどありまして、その中で特許申請が2件で、（株）田中電気研究所さんと（株）けんちくや前長さん、商標権が1件、（株）アド・ワークスさんということでの、業者名はわかっていますが、内容的なものはちょっとわかりませんので、内容については後で説明したいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 17ページの6款、農林水産業費の林業総務費のイノシシ捕獲促進強化事業費のことでお尋ねだと思います。

こちらにつきましては、巻き狩りという方法で猟友会に委託をいたしまして実施しているところですが、本年第2回目を実施するというので、そちらの分の委託料の補正をお願いするところでございます。実施場所につきましては、市内全域でございます。

それから、その前に質問いただきました曲畑地区でここ何日かやっているということでございますが、こちらにつきましては、牧場関係者の飼料畑、デントコーンと言っていました、その広い敷地の中に電柵をめぐらしたんですが、その中に入って出られない状態になってしまったイノシシがどうもいるらしくて荒らされているということで、ちょっと面積、済みません、

今、把握していませんが、その中での捕獲ということ、この依頼がありましたので、やはり猟友会のほうにお願いして出ていただいたということでございます。

実績はまだとれていないようでございます。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 商工のほうは内容についてはまだはっきりわからない。3件あったと。内容についても本当は答弁いただきたいんですが、わからなければしょうがないですね。

問題は、そのイノシシ、電柵張ってすぐに入られちゃったのはこれは逆なんですけど、困ったもんだと今、話を聞いておりました。なぜ、入られちゃったのか。電気が弱かったのか、漏電していたのか。その辺についても、あんまり強くすると、この前事故があったみたいに人間様がいっちゃうから、これも困るし。イノシシだから、それは大きい、型がでかいのか、あるいはちびっ子なのか。その辺について把握していますか。どうぞ。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 入られてしまった状況につきましては、多分その電柵をめぐるしている広い敷地、面積はわかりませんが広い敷地ですので、やっている間に入っちゃったのかなというように聞いております。

大きさですが、大きさについては成獣ということで聞いております。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 巻き狩りによる捕獲という話があった。巻き狩りというのはどういう方法なのか、狩猟による、鉄砲で撃つのと、わなはわかるんですが、薪割りならわかるんですけど巻き狩りじゃあ、ちょっと私は理解ができませんので説明いただけますか。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 一斉に出撃していただいて、猟犬を使って追い込んでいったところを銃で仕留めるというような概略だと思います。

○17番（小森幸雄） 了解。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第1号から議案第5号までの5議案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第2号から第5号までは賛成です。議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算第2号につきましては、内容等については先ほどいろいろ説明がありまして、おおむね必要経費を計上しておりましていいんですが、この情報政策推進費の中の行政情報化推進費の経費が、マイナンバー制度導入を前提として臨時職員を雇うとか、通知カードの交付の対策をとるということで進めておりますので、これは先ほどの条例の討論でも申し上げましたように、国民一人ひとりにこの個人番号をつけて、個人情報をこれによって容易に照合できるような仕組みをつくる。これはプライバシー侵害やなりすましなどの犯罪を常態化するおそれがある。共通番号システムは、初期投資3,400億円とも言われる巨大プロジェクトにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないまま、新たな国民負担が求められ続けるおそれがある。税や社会保障の分野では、徴税強化や社会保障給付の削減の手段となりかねないと。

こういうことで、私としてはこのマイナンバー制度の実施のを中止を求めたいと思います。このような莫大な費用や手間をかけて、わざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさらす共通番号制度導入よりも、現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化、適正化を図り、住民の利便性を高めるために、知恵と労力を使うべきだということ申し沿えて、この問題については同意しかねるということで、反対とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第2号 平成27年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第3号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第

2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第4号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第5号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第10号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（佐藤昇市） 日程第15 議案第10号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第10号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年10月1日から大田原地区広域消防組合と黒磯那須消防組合を廃止し、新たに那須地区消防組合が設立されることに伴いまして、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減り、規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により提案をするものであります。

この消防組合の統合は、消防広域化の一環として進められてきたものでございます。現在、

大田原市、那須塩原市及び那須町の3市町で構成をする2つの消防組合を統合し、消防力及び運営基盤の強化を目的といたしまして、那須地区消防組合の設立に至ったものであります。

なお、新消防本部は、大田原地区広域消防組合が大田原市中田原に整備を進めてまいりました新消防本部庁舎に設置をされますが、この新消防本部庁舎には、現在の大田原地区広域消防組合、黒磯那須消防組合、これに南那須地区広域行政事務組合及び塩谷広域行政事務組合を加えた4組合で共同整備をしてきた高機能消防指令センターが配置され、県北東部5市4町の指令本部機能を備えることになりました。災害における出動指令の自動化により、迅速かつ的確な初動体制の確保及び機動的な部隊運用が期待をされることとなります。

以上のような経過で、那須地区消防組合が設立され、それに伴い規約を変更するものであります。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第10号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時44分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

質疑に入る前に、先ほどの小森議員の質問に対しまして、商工観光課長の答弁漏れをただいまから説明させます。

堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 先ほどの補正予算の中で、新事業創出支援事業の補正50万円がありました。その中で既に使用しているもので、そのため今回、補正を50万円したという。今まで上がった3件の申請はどういうものかという内容の質問でありますので、私のほうからその内容、3件について詳細説明を申し上げたいと思います。

申請は今まで特許申請2件、そして商標権1件ということ为先ほど申し上げましたが、その中の特許は、まずは、（株）けんちくや前長さんという会社が木製のパネルを新たに作成して現場で組み立てるそのパネルの技術のものが特許になろうということで申請しております。

もう一つの特許は（株）田中電気研究所さん、宮原ですね、これはばい煙中の濃度ををはかる器具でして、水蒸気を飛ばすことによってその濃度が計測できるという技術を申請しているということでございます。

そして、商標権の登録は、株式会社アド・ワークスさんが、烏山山あげ牛の商標とデザインを申請中ということでございまして、その3件が合わせて、繰り返します28万1,000円の申請したものに対しての補助を出しておりますので、今後、新たな申請があった場合の対応として今回、50万円補正したものでございます。

以上です。

◎日程第16 議案第11号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（佐藤昇市） 日程第16 議案第11号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第11号 損害賠償の額の決定及び和解について提案理由の説明を申し上げます。

本件の内容は、平成22年7月8日午前10時15分ごろ、那須烏山市旭一丁目8-24、

主要地方道那須烏山御前山線におきまして、上下水道課職員の運転する公用車が、前方不注意により、右折待機待ちをしていた相手方車両に追突をし、相手方車両が反動により前方に停止をしていた先頭車両に追突をしたことで、先頭車両及び相手方車両並びに相手方車両の運転者及び同乗者に損害を与えてしまったものであります。

なお、先頭車両及び相手方車両の物損事故に係る損害賠償につきましては、平成22年8月22日及び9月10日に示談が成立をし、専決処分により対応した後に平成23年1月臨時議会におきまして、専決処分の報告及び承認をいただいております。

本案は、人身事故に係る損害賠償の対応についてであります。相手方車両の運転者及び同乗者に与えてしまった損害に対しましては、これまで加入保険会社を通じて相手方と示談交渉を重ねてきたところであり、相手方車両の運転者の人身事故に係る部分につきましては、平成23年6月17日示談内容が調ったものの、相手方車両の同乗者の人身事故に係る部分につきましては、後遺障害の発生により示談交渉が調わず、両者の損害賠償の対応につきましては、一体のものとの判断から、この相手方同乗者に対する示談内容が調った後に、両者の損害賠償の対応を同時に議会に上程することといたしておりましたものでございます。

このような経過をたどっていたところ、平成25年10月に至り、相手方同乗者から後遺障害発生に伴う障害等級の認定をめぐる訴えが提起をされました。本年5月に判決が下りまして、相手方同乗者の損害は遅延損害金を含め、計1,016万5,937円と確定をしたところであります。

この結果を受けまして、判決により確定した損害賠償については、議会の議決を得る必要がないことから、今般、本来であれば一体として上程するはずだった相手方運転者の人身事故に係る分についてお諮りすることとなったところでございます。

よって、本案は、相手方運転者に係る損害賠償として、治療費、通院費、休業損害、慰謝料等の総額120万3,433円を支払い、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全額加入保険により支払われますので、申し添えたいと思います。

このような重大な過失のある事故を起こし、深くおわびを申し上げますとともに、今後一層、職員の交通安全の徹底に努めてまいりますので、何とぞ慎重御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 2点ほどお伺いをいたします。

合併後、これほど大きな事故はなかったとっております。損害支払額も1,136万9,370円になりますね、総額になりますと。そのほか、公用車も全損でしたね。それらも合わせますと、さらにこの事故の被害、損害額は大きくなるわけなんです、この職員に対して、こういった人身事故を起こしたわけなんです、懲戒処分、何らかの処分はされたのか。これが1点。

2点ですね。この事故を起こしたのは、まだ午前10時台ですから、まだまだ出勤して間もない時間ですね。それも前方不注意で後ろからまともに追突してしまったと、そのような事故なんです、これ、当時職員の健康状態、特別問題なかったのでしょうか。その健康状態と懲戒処分されたのかどうか。2点についてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、公用車について全損ということですが、この公用車につきましては、現在も修理して乗っております。ちなみに修理代は44万円ほどで、これらについても保険の対応になっております。

また、職員の処分については、先ほど経過も説明しましたように、裁判とまた、結果が出てからということでは待っていましたが、職員が退職をして、その後、死亡された。退職は平成24年3月31日、平成26年11月13日に亡くなられているということですので、これら処分につきましては、相手方たる本人が存在なくなってしまうので、懲戒処分を行う余地がないということで処分はされておられません。そのようなことで御理解をお願いしたいと思います。

事故当時の職員の健康状態ですが、病気で通院していたということではありますが、仕事及び運転に支障はないということで報告を受けているところでございます。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 議案第11号について一言申し上げます。

きょう、議会が始まりまして、まず初めに報告第1号で、やはりこの職員の交通事故に関する専決の処分について、我々議会、認定しているわけでありまして。この事故は、ことしの6月5日、約2カ月ぐらい前に起きた直前の事故であります。今、上程されている11月のものは、5年前の平成22年の7月にこういう事故が起きているわけですね。この5年間に大体定例議会ごとに、こういう職員に関する事故についての専決処分の報告事項が残念ながら続いて上がってきているわけですね。

その間には、各課ごとに連続何日無事故というようなこともやっているわけなんですね。これはそのときの副市長とか、市長が先頭に立ってそういうことで再度引き締めていきます。二度とこういうことがないように無事故の日を重ねていきますというようなことを言っているわけですが、これ、いつになったら、全くなくなるということはないと思いますね。もらい事故があったり、そういうのはあると思うんですが、もう少し間隔があってもいいんじゃないのかな。何のための議会に対する今までの約束なのかなというふうに思っているんですが、市長、この辺の責任についてどうお考えですか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 毎回、事故の報告については議会のたびに報告をしなければならない。大変遺憾なことであると思っております、この事案の発生につきましては、私も心からおわびを申し上げたいと思います。

そのようなところで、私を初めといたしまして、職員の啓発については日々行っているところでございますが、どうもこの交通安全あるいはこういった公用車をかわいがるとか、そういったところがちょっと希薄化しているのかなという感も否めませんので、さらに交通安全初め公用車ほど大切に乘る。やはりそういった意識を醸成することも大変必要なことであると思っておりますので、そういった道徳教育も含めた形でさらにさらに交通安全の啓発をしていきたいと思っておりますので、ひとつ今後とも御指導、御鞭撻をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第11号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第12号 平成26年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（佐藤昇市） 日程第17 議案第12号 平成26年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第12号 平成26年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、平成26年度水道事業決算書の当年度純利益は2,358万4,720円でありますが、この約1割相当となる230万円を減債積立金に積み立て、未処分利益剰余金の当年度末残高1億6,142万3,873円から減債積立金を差し引いた1億5,912万3,873円を次年度へ繰り越すものでございます。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 2点お伺いします。

ただいま市長の提案理由のとおりで、水道会計繰越金1億5,900万円ほどあるわけですね。これは今までも1億円を超えておりました。それで、どのような方法で現在管理をされているのか。普通預金なのか定期預金しておくのか。この辺のところをお伺いします。

2点目は、これほどの多額の剰余金、なぜ必要なのか。これまでもこのようなことで繰り越していましたね。この起債償還金に回せないのでしょうか。今回のこの決算書を見ても、企業債で一番高いのは4.85%、5%近い利息を払っているわけですね。だから、この辺のとこ

ろになぜ起債の早期償還金に回せないのか。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、水道事業会計でございますが、内容について若干説明をさせていただきます。

まず、御質問の繰越利益剰余金1億5,912万3,873円でございます。管理の方法はこの後御説明させていただきますけれども、この剰余金につきましては、翌年度以降の水道事業会計で人口減少等による水道料金の減額であるとか、漏水等による修繕費の増額等によりまして、収益的収支に損失を計上した場合の補填に充てるために繰り越しているものでございます。

剰余金が多額かどうかということでございますけれども、まず、剰余金につきましては、町村合併後の平成17年度以降に計上してまいりました利益の累計額が1億5,900万円ということでございますけれども、この財務状態ですね、水道企業会計の財務状態の長期的な安定性を生むための自己資本構成比率という比率がございますけれども、本市におきましては、この比率が46%ということでございます。類似団体の平均が66%ということではございますので、決して多額ではないということで、決算審査におきましても、適正な水準、基準であるというふうに判断をいただいたところでございます。

平成26年度の現金預金でございますけれども、決算書のほうのキャッシュフロー計算書というところに、その現金預金の流れを示させていただいておりますけれども、平成26年度末の現金預金であります資金の期末残高、これにつきましては10億2,314万3,543円でございます。

この管理の方法でございますが、この10億2,300万円の中に先ほどの繰越利益剰余金も含まれているということでございますけれども、この10億円の管理につきましては、6億4,000万円をペイオフ等を考慮して定期預金に積み立てをいたしております。残りの3億8,314万3,543円につきましては、決済性普通預金ということで管理をさせていただいておりますが、翌年度以降の企業債の元利償還金、未払い消費税等をあわせまして、緊急を要する漏水修繕及び配水管の布設工事等に支出する予定でございます。

それから、起債の繰上償還の件でございますけれども、政府資金につきましては、繰上償還について一定の規制がございますけれども、現在、利率の高い民間金融機関からの借り入れた起債につきましては、現在、その民間の金融機関と繰上償還についての協議を進めているところでございますので、今年度中に一定の繰上償還等を予定してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第12号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18 認定第1号 平成26年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、日程第26 認定第9号 平成26年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてまでは、いずれも平成26年度決算に関するものでありますから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第18 認定第1号 平成26年度那須烏山市一般会計決算の認定について

◎日程第19 認定第2号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について

◎日程第20 認定第3号 平成26年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について

◎日程第21 認定第4号 平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

- ◎日程第22 認定第5号 平成26年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について
- ◎日程第23 認定第6号 平成26年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- ◎日程第24 認定第7号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について
- ◎日程第25 認定第8号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- ◎日程第26 認定第9号 平成26年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について

○議長（佐藤昇市） よって、認定第1号から認定第9号までの決算の認定については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました認定第1号から認定第9号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号 平成26年度那須烏山市一般会計及び特別会計決算の認定についてであります。平成26年度は、市総合計画「みんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくり」の実現のために、新たに策定をされた後期基本計画の施策実現を目指し、持続可能な財政基盤の確立を図るために、限られた財源の計画的な活用に努めることを基本としながら、予算の執行に当たってまいりました。

一般会計当初予算116億9,300万円の予算編成を行い、市民の安全、安心を柱とした福祉、環境、教育など市民目線、市民の生活優先を基本とした各種事業を展開をしてまいりました。

さて、平成26年度の決算状況がまとまりましたので御報告をさせていただきます。

歳入では、自主財源の柱でもあります市税収入につきましては、依然として個人所得の減少、企業収益の伸び悩み等が続いている状況であります。地方交付税につきましては、特別交付税のうち、震災復興分の交付などもありまして、一定の額は確保できたところであります。

市債でございますが、荒川中学校大規模改修、道路整備等に合併特例債を活用いたしました。が、昨年度の消防庁舎整備の終了により減額となっております。

歳入におきましては、今後さらなる自主財源確保のために、税の収納対策等になお一層努めてまいります。

歳出でございます。新市建設計画変更を行い合併特例債を10年間発行延長するとともに、荒川中学校大規模改修事業を初め道路整備等に取り組んでまいりました。

東日本大震災に係る復旧事業は、おおむね完了したところでありますが、長引く景気の低迷、少子高齢化の進展等、これからの本市の財政運営はますます厳しくなっております。

今後は、市の中長期財政計画に基づき、財政運営の健全化に努めながら、市総合計画後期基本計画や公共施設再編整備計画との整合性を図りながら、無駄のない確実性のある事業の推進を行ってまいります。

平成26年度一般会計の決算状況は次のとおりでございます。歳入総額122億9,834万7,308円、歳出総額118億7,906万912円、歳入歳出差引額4億1,928万6,396円、翌年度へ繰り越すべき財源2,830万7,000円、実質収支額3億9,097万9,396円。

決算処分として、財政調整基金への積立額1億円、市有施設整備基金への積立額1億円、平成26年度の純繰越金1億9,097万9,396円。予算額に対する収入割合は99%であります。支出割合96%となっております。

ここで、歳入歳出の状況につきまして主な内容を御説明申し上げます。まず、歳入についてでございます。市税は30億1,490万円、対前年比8,824万1,000円、2.8%の減額となりました。これは個人住民税所得割の減収などが主な要因であります。また、地方譲与税は対前年比4.7%の減、自動車取得税交付金は51.8%の減額となっております。

地方交付税につきましては、特別交付税のうち、震災復興特別交付税分の交付などもあり、対前年比1億3,876万6,000円、2.9%増の48億9,478万7,000円となりました。

なお、本市におきまして、合併団体のために平成27年度までの10年間、特例措置として一本算定と合併算定替を比較して有利な額が交付されております。

国庫支出金は、荒川中学校大規模改修の公立学校施設整備補助金等の増によりまして、対前年比2,856万2,000円、2.5%の増額となりました。

県支出金は、介護施設関係への事業費補助金等の減によりまして、対前年比9,068万2,000円、10.4%の減額であります。

繰入金は、財政調整基金等の取り崩しを行ったために増額となりました。

市債は、消防施設整備事業債の減など、対前年比7億2,700万円、51.6%の減額となっております。

次に、歳出でございます。1款議会費は、議員報酬及び議会運営費の増により、対前年比650万2,000円、4.5%の増額となりました。

2款総務費は、市有施設整備基金の積立の減などによりまして、対前年比1億6,007万4,000円、9.7%の減額となりました。

3款民生費は、子育て支援、こども医療費助成、高齢者及び障害者福祉支援対策等、引き続きその充実に努めたところでありますが、対前年比511万円、0.2%の増額となりました。民生費につきましては全体の28.6%を占めておりまして、総額で33億9,645万8,000円でございます。

4款衛生費は、水道事業会計繰出金や病院費などの広域行政事務組合の負担金、浄化槽設置整備費及び健康診査事業費などがございますが、し尿処理に係る震災復興対策分の広域行政事務組合負担金が増額となりましたことから、対前年比2億1,560万7,000円、16.1%の増額となりました。

5款労働費は、雇用対策事業の減額によりまして、対前年比62万5,000円、59.4%の減額となりました。

6款農林水産業費は、市単独土地改良事業や農業集落排水事業特別会計繰出金の増により、対前年比4,641万5,000円、12.5%の増額となりました。

7款商工費は、観光振興対策事業費の減により、対前年比1,362万8,000円、3.7%の減額となりました。

8款土木費は、対前年比1億6,842万1,000円、15.5%の減額であります。繰越事業の1路線、鴻野山小倉線につきましては、全て完了いたしました。合併特例債を活用した道路整備は、繰越分を含め9路線、辺地債1路線に取り組んでまいりました。

9款消防費は、消防庁舎建設に伴う広域行政事務組合への負担金の減によりまして、対前年比5億9,196万5,000円、49.7%の減額となりました。

10款教育費は、荒川中学校大規模改修事業の増などによりまして、対前年比2億2,888万9,000円、20.0%の増額となりました。

11款災害復旧費は、大金駅前観光交流施設整備事業費の増により、対前年比1億4,012万1,000円、271.8%の増額となりました。

12款公債費は、市債元利償還金が14億2,035万3,000円、対前年比7,052万7,000円、5.2%の増となりました。なお、平成27年3月31日現在の市公有財産であります土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金残高の状況等につきましては、決算書に付属資料として添付いたしました財産に関する調書のとおりでございます。

認定第2号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

国民健康保険の運営は年々厳しい状況でございますが、国民健康保険財政の健全な運営に意を用いながら、地域住民の医療の確保と健康増進に努めてまいりました。平成26年度の平均世帯数は4,957世帯、対前年マイナス83世帯、平均被保険者数は9,042人、対前年マイナス334人であります。

国民健康保険特別会計は、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございますので、まず、事業勘定から御説明を申し上げます。平成26年度の決算額、歳入決算額36億8,254万6,742円、歳出決算額35億3,943万3,440円、歳入歳出差引残額は1億4,311万3,302円でありました。うち6,000万円を国民健康保険財政調整基金に積み立てを行いました。

歳出の主なものです。保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金であり、歳入の主なものには国民健康保険税、国、県支出金、前期高齢者交付金及び繰入金等がございます。

今後も厳しさを増す国民健康保険財政ではございますが、国民健康保険税の適正賦課及び収納率向上対策並びに医療費適正化の推進になお一層努力をし、健全な運営を図ってまいる所存であります。

次に、診療施設勘定であります。歳入決算額は1億7,314万2,642円、歳出決算額6,626万1,272円、歳入歳出差引残額1億688万1,370円でありました。このうち1億円を国民健康保険診療所運営基金に積み立てを行いました。

診療収入は、前年度に比べ3.4%の減で、患者数は1.6%の増であります。診療所が、地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大きく、各位の御理解と御協力を賜りながら、今後とも健全運営に努めてまいる所存であります。

なお、本案は、先般的那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ておりますことを御報告申し上げます。

認定第3号 平成26年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定についてであります。熊田診療所の運営は、地域医療の充実を第一に考え、健全運営に努めてまいりました。

平成26年度の決算額は、歳入決算額が5,890万6,253円、歳出決算額4,917万1,337円、歳入歳出差引残額は973万4,916円であります。うち500万円を熊田診療所運営基金に積み立てました。

診療収入は、前年度比4.0%の増で、患者数は2.1%減であります。診療所として地域住民への果たす役割は大きく、今後とも経営努力を惜しまず、健全経営ができるように努めてまいる所存でございます。

認定第4号 平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。後期高齢者医療制度は施行から7年を経過いたしまして、制度に対する理解も深まり、運

営が安定をしてきたところであります。

平成26年度の決算額は、歳入決算額が3億1,479万6,571円、歳出決算額が3億849万3,251円、歳入歳出差引残額は630万3,320円であります。

歳入の主なものは、保険料及び一般会計繰入金でありまして、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。今後も制度の円滑な運営を図るため、広域連合との連携を図り、市民への広報周知や円滑な窓口対応に努めてまいります。

認定第5号 平成26年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定についてであります。介護保険は第5期介護保険事業計画の最終年度といたしまして、介護及び支援サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。

平成27年3月末現在の要介護及び要支援認定者数は1,434名でありまして、1,296名の90.4%の方がサービスを利用しておりまして、在宅サービスの利用者が80.8%、施設サービス利用者は19.2%という状況であります。

平成26年度の決算額については、歳入決算額25億2,811万6,796円、歳出決算額が24億4,503万6,472円、歳入歳出差引残額8,308万324円でありました。うち3,000万円を介護保険財政調整基金に積み立てております。また、予算額に対する執行率は、歳入が100.1%、歳出が96.8%でございます。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国、県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち介護保険料の収入済額は4億8,663万989円、収入未済額は648万9,192円でありまして、収納率は98.5%でございます。

国庫支出金、県支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金、交付金として交付をされたものでございます。

支払基金交付金は、第2号被保険者の納付保険料が、介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付されたものであります。

繰入金は介護給付費等の市負担分及び職員給与費等を一般会計から繰り入れをしたものでございます。

歳出の主なものは、総務費が職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成委託料、認定審査会運営に伴う諸費用であります。保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、低所得者の方を対象とした特定入所者介護サービス等費等でございます。

地域支援事業費は、介護予防事業費、包括的支援事業費及び任意事業費として支出をいたしております。諸支出金は、前年度実績による国、県等負担金返還金及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

高齢化は全国的に進行しておりますが、本市においても急速な高齢化とともに、要介護認定者数や保険給付費の増加が見込まれます。高齢者が住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターを中心にサービスの一体化を進めながら、介護予防事業の充実に努めるとともに、高齢者や高齢者を取り巻く地域の実情などを反映させた利用しやすいサービス体制の実現に努めてまいり所存でございます。

認定第6号 平成26年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてでございます。農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善及び快適な水環境を保全するために、興野地区において平成12年1月に供用開始し、以来、施設の適正な維持管理及び水洗化率の向上に努めてまいりました。平成26年度末現在の水洗化率は86.59%でございます。

平成26年度の決算額、歳入決算額が6,491万4,052円、歳出決算額が6,160万5,381円、歳入歳出差引残額は330万8,671円であります。歳入の主なものは、農業集落排水使用料、分担金、一般会計繰入金、市債等であり、歳出の主なものは建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等であります。

認定第7号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を目的に、南那須地区では特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では公共下水道が平成15年3月に供用を開始をいたしました。

平成24年度に事業計画を見直し、烏山地区、南那須地区を合わせた全体計画を86.4ヘクタールを削減し249.6ヘクタールといたしました。そのうち、平成27年3月末で164.1ヘクタールの整備が終了し、整備率65.7%でございます。

平成26年度は、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の推進事業等に努めてまいりました。

平成26年度の決算額は、歳入決算額が6億1,936万5,852円。歳出決算額が5億9,987万1,538円。歳入歳出差引残額1,949万4,314円であります。

歳入の主なものは下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。

歳出の主なものは、南那須処理区における水処理センターの耐震補強設計業務委託料、水処理センターの維持管理費、管渠更新工事費及び建設事業に係る地方債の元利償還金等であります。建設改良は、昨年度に引き続き舟戸マンホールポンプ場の建設工事及び場内の電気、機械設備の建設工事、烏山処理区における管渠施設工事、水処理施設の修繕等でございます。

認定第8号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定についてであります。建設改良は、水道水の安定供給を図るために、向田簡易水道次亜塩素酸注入ポンプ更新工事を

実施いたしました。また、向田、興野、境簡易水道施設の電気施設等の点検業務を実施し、設備保全に努めてまいりましたが、有収率は前年度比10.1%ポイント下がり72.2%となりました。

平成26年度の決算額は、歳入決算額が1億1,003万5,986円、歳出決算額が9,349万4,078円、歳入歳出差引残額は1,654万1,908円でありました。

歳入の主なものは、水道使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金等であります。歳出の主なものは、職員人件費、簡易水道施設維持管理費、水道整備費、市債元利償還金等であります。

認定第9号 那須烏山市水道事業会計決算の認定についてであります。経営的面では、口径13ミリメートルと20ミリメートルの水道料金の見直しを行い、平成26年4月1日施行により水道料金の一部改正を実施いたしました。

収益の面では、給水人口の減少などによりまして給水収益が減少いたしました。また、水道料金の未納対策を継続的に実施をしておりますが、現年度分の収納率は前年度より0.2ポイント下がりまして98.8%となりました。

建設改良では、愛宕台地内において道路改良工事に伴う配水管布設替工事を、また、漏水の激しい神長川西地区においては、配水管布設替工事を実施いたしました。その結果、3月末までの営業実績は、給水件数8,619件、給水人口2万2,737人、有収水量231万8,105立方メートル、1日最大配水量1万297立方メートルであります。

収益的収支は、消費税抜きで水道事業収益が5億4,112万5,617円、水道事業費用は5億1,754万897円であります。この結果、平成26年度の純利益は2,358万4,720円の黒字となりました。

資本的収支は、収入額6,041万2,000円に対し、支出額は3億1,470万7,689円であります。差引不足額2億5,429万5,689円で、これを過年度分損益勘定留保資金及び消費税等資本的収支調整額で補填をいたしております。

以上、認定第1号から認定第9号まで、平成26年度決算について、一括して提案理由の説明を申し上げます。慎重御審議をいただきまして、御承認いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

岡 敏夫代表監査委員。

〔代表監査委員 岡 敏夫 登壇〕

○代表監査委員（岡 敏夫） 監査委員の岡でございます。よろしく願いいたします。

それでは、地方自治法の規定に基づきまして、審査に付されました本市の一般会計、特別会計の歳入歳出決算等について審査に付されたものでございますので、審査した結果をお手元に

配付した資料に基づきまして御報告申し上げます。なお、監査委員は私と渋井監査委員でございます。

審査の期間等はここに書いてあるとおりでございます。

審査の対象は、一般会計と特別会計、その特別会計が7つあります。以下書いてあるとおりでございます。

審査の方法については毎年同じでございますが、こういったことで審査を行ってきたところでございます。

決算の概要につきましては、先ほど市長から、一般会計、特別会計とも説明がありました。そういったことから、大変申しわけございませんが、私のほうでは簡潔に報告とさせていただきます。あらかじめ御了承願いたいと思います。

まず、各会計の決算状況は次ページのとおりとなっておりまして、一般会計の決算状況は歳入から歳出を差し引いた残額が4億1,928万6,000円。7つの特別会計は差引残高が3億8,845万8,000円となっておりまして、合わせまして8億774万4,000円と一般会計と特別会計を合わせたものがそういう形になってございます。

その各会計の決算状況は2ページの表のとおりでございます。

それでは、まず、一般会計の決算収支の状況でございますが、まず、決算収支ということで、先ほど申し上げましたように差引残額は4億1,928万6,000円となっておりまして、これから翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費の繰越額ですが、2,830万7,000円でございます。実質収支額は3億9,097万9,000円となっておりまして、そのうち2億円をそれぞれ1億円ずつ財政調整基金と市有施設整備基金に繰り入れられてございます。一般会計の決算収支の状況は以下、表のとおりでございます。

財政運営の状況でございますが、歳入の状況は、調定額に対して94.5%の収入率となっております。収入のその中身は地方交付税、市税等でございます。ただ、市税の調定額に対する収納率が83.7%となっておりまして、前年度よりは16.4ポイント増加しているところでございますが、前年度におきましては大口滞納者を不納欠損したことがありましたので、そういう形になってございます。

収入未済額は6億9,181万6,000円でございます。この未済額の内容を見ますと、主なものは市税でございます。特にその中でも固定資産税が85.3%、市税のうち未済額の率を占めているということでございます。それから、分担金、負担金あるいは保育園の保育料とかそのほかにも収入未済がございます。この解消には一層の努力をお願いしたいと思います。

なお、国庫支出金において、1億2,076万5,000円の未収がありますが、これは総合戦略推進事業や商品券発行支援事業など、平成27年度に繰り越す事業に充てられた財源でござ

ざいます。

不納欠損額は2,999万1,000円生じてございます。そのうち市税が大部分を占めているという状況でございます。手続については、法令に基づき適正に処理されてございます。その一般会計の歳入の状況は、4ページ、5ページの表のとおりでございます。

次に、6ページの歳出についてでございます。歳出については、予算現額に対しては96.1%の執行率となっております。支出済みを前年と比較しますと、2億2,154万2,000円の減額というふうになっております。これは、広域保健衛生センター施設整備基金積立に伴う負担金の増や、荒川中学校の施設整備費の増などの増要因もございますが、広域消防庁舎建設に係る負担金が5億5,754万4,000円減額になった。それから、いわゆる普通建設事業等が減額になった。前年度実施されている事業の管理及び縮小による減少額がこれを上回っていることによるものでございます。

翌年度繰越額は先ほど申しあげました中身でございますが、1億8,757万2,000円でございます。以下、一般会計の歳出の状況については6ページから7ページにわたって表のとおりでございます。

ここで、地方債の今の状況でございますが、地方債、平成26年度末の現在高が144億4,763万7,000円でございます。この数字は、この決算の状況を見てもらってもわかるんですが、平成26年度の予算額をかなりオーバーしている状況でございます。要するに、平成26年度の予算を全部地方債の償還に充てても間に合わないという状況でございます。したがって、今後数年にわたって返済していくことになるわけでございますが、事業の効率的な執行と新たな財源の確保ということも、十分に今後の財政運営に影響を与えかねませんので、そういったことについても十分意を用いていただきたいというふうに思います。

平成26年度の元利償還額はここに書いてあるとおり。それから地方債の発行状況もこのとおりでございます。

続きまして8ページ、特別会計の決算状況でございますが、まず、国民健康保険特別会計事業勘定、実質収支は差引残額1億4,311万3,000円で、このうち、6,000万円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れてございます。

歳入について、歳入は調定額に対して94.3%の収納率となっております。収入済みの中身について国庫支出金、国民健康保険税が大半を占めております。ただ、国民健康保険税の調定額に対する収納率は78.7%となっております。前年度よりは0.2ポイント増加したということでございます。収入未済額は2億1,220万4,000円でございます。収入未済額の解消にも努力していただきたいとしたいと思います。不納欠損についても法令に基づいて適正に処理されているかと思っております。その歳入の状況は、8ページから9ページにわたっての表のとおり

でございます。

歳出については、予算額に対して97.2%の執行となっております。中身は保険給付費あるいは後期高齢者支援金等が大部分でございます。その状況については、歳出については9ページから10ページに記載のとおりでございます。

診療施設勘定でございますが、実質収支額は1億688万1,000円でございます。そのうち1億円について、新たに設置した国民健康保険診療所運営基金に繰り入れているところがございます。歳入については、調定額に対して100%の収納率となっております。当然にして、その中身は診療収入等あるいは繰越金等でございます。以下、表のとおりでございます。

12ページ、歳出についてですが、執行率は90.6%となっております。その中身は総務費あるいは医業費等でございます。地方債の残高は305万6,000円となっております。

13ページ、熊田診療所特別会計ですが、実質収支額は973万5,000円でございます。そのうち500万円を熊田診療所運営基金に繰り入れしているところがございます。歳入についてでございますが、調定額に対しては100%の収納率でございます。その主なものは当然にして、診療収入、繰入金等でございます。以下、表のとおりです。

14ページ、歳出についてですが、予算に対して92.4%の執行率でございます。中身は総務費、医業費等でございます。歳出の状況については表のとおりでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、実質収支額は630万3,000円となっております。歳入については調定額に対して99.9%の収納率となっております。保険料の調定額に対する収納率は99.9%となっております。収入未済額は保険料で14万4,000円となっております。また、不納欠損額が8万円生じております。手続については、法令に基づいて処理されてございます。

16ページ、歳出でございますが、予算に対して95.2%の執行率となっております。主なものは後期高齢者医療広域連合の納付金でございます。その歳出の状況は表のとおりです。

17ページの介護保険特別会計ですが、実質収支は8,308万円となっております。そのうち3,000万円を介護保険財政調整基金に繰り入れているところがございます。

歳入については、収納率は調定額に対して99.7%でございます。保険料の調定額に対する収納率は98.5%でございます。収入未済額は、保険料648万9,000円。やはりこれの解消にも努力していただきたいと思っております。

不納欠損額は97万7,000円ということで、法令に基づいて処理されてございます。以下、歳入の状況は17ページ、18ページでございます。

歳出については、予算額に対して96.8%の執行率となっております。主なものは保険

給付費でございます。歳出の状況は、以下、18ページ、19ページのとおりでございます。

農業集落排水事業特別会計、実質収支は330万9,000円となっております。歳入についてですが、調定額に対して99.9%の収納率となっております。使用料及び手数料の調定額に対する収納率は99.2%でございます。収入未済額は農業集落排水事業使用料で9万7,000円となっております。以下、表のとおりでございます。

21ページ、歳出でございますが、予算現額に対して96.4%の執行率となっております。その内容については公債費、総務費等でございます。地方債の状況については平成26年度末現在で2億9,728万3,000円となっております。

22ページ、下水道事業特別会計ですが、歳入から歳出を差し引いた差引残額は1,949万4,000円となっておりますが、そのうち翌年度に繰り越す財源がございまして734万7,000円でございますので、実質収支は1,214万7,000円となっております。歳入については、調定額に対して89.3%の収納率でございます。分担金及び負担金の調定額に対する収納率は44%となっております。前年度52.6%ですから、かなり減少してございます。使用料及び手数料も調定額に対しては99.3%の収納率となっております。

収入未済額は負担金等でございます。国庫支出金で6,944万7,000円ほどございますが、これは公共下水道管渠工事及び舟戸マンホールポンプ場設備工事に係る財源であり、平成27年度に繰り越しされているものでございます。不納欠損額は負担金で244万3,000円がございまして、以下、歳入については22ページから23ページでございます。

歳出については、予算額に対して79.6%の執行率でございます。その中身は、公債費、事業費等でございます。翌年度繰越額は1億4,509万4,000円で、内容は先ほどの説明と同じでございます。

地方債の状況でございますが、地方債残高が26億322万3,000円となっております。

次に、24ページ、簡易水道事業特別会計ですが、実質収支は1,654万2,000円でございます。歳入について調定額に対して98.2%の収納率となっております。その中身は、水道事業収入等でございます。水道事業収入の調定額に対する収納率は97.4%というふうになってございます。

収入未済額は79万4,000円でございます。不納欠損で、水道事業収入で125万5,000円発生しております。法令に基づいて処理されてございます。以下、歳入の状況については表のとおりでございます。

歳出については、予算額に対して88.3%の執行率となっております。中身については、

公債費、総務費等でございます。その状況は表のとおりでございます。地方債の残高の状況は2億8,507万円となっております。

以上で、特別会計等までの説明でございます。

次に、26ページ、財産の管理状況でございますが、公有財産のうち土地の増減。自然休養村あるいは烏山プールの廃止など、行政財産と普通財産の区分の入り繰りにより生じているところでございます。建物については、やはり前述したとおり、行政財産の廃止に伴う解体により減少したほか、大変あれなんですけど、財産管理台帳の精査をした結果、若干こういう数字で訂正をしたというところでございます。山林についても、まさにそのとおりございまして、財産台帳をよく精査した結果、そういった数字に置きかえたところでございます。

それから27ページ、一般会計等の基金の運用状況でございますが、基金は目的別に4金融機関に分散し、定期預金を主体に運用しているところでございます。一部、地域振興基金や奨学基金の一部については国債で運用しているという状況でございます。

土地開発基金の土地分については当年度中に一般会計への買い戻しを行っているところでございます。以下、その状況、現在高については表のとおりでございます。

以上でございますが、28ページで最後に審査した結果で、意見等を申し上げたいと思います。決算については、審査した範囲の中では執行状況、事務処理についておおむね適正に処理されているというふうに思います。

基金についても、それぞれ設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているというふうに思います。

ただ、主な審査意見として、以下にのる記載してございますが、まず、一般会計の歳入について見てみますと、財源の構成比率を見てみますと、自主財源が34.1%ということで、前年度よりは若干改善したものの依存財源に頼らざるを得ないという状況があります。そうしたことから、今後もやはりこの辺のところについては意を用いていかなければいけないのかな。

収入未済額は、市税を初めとして滞納者に対する差し押さえ処分なども法的措置等も講じて努力しているところが見られる。ただ、不納欠損処分の処理はここに書いてありますように、真にやむを得ないものということで、公平性を確保する観点から法的な手続、あるいは負担能力の調査を十分実施した上で慎重な処理を願うというふうに思っております。ただ、不納欠損処分というのは一般市民にとっては不納欠損処分とは何ぞやということもあるんだろうと思います。したがって、真にやむを得ないものを不納欠損処分にはしているということで、一般市民の人が逃げ得かななんて思われないうように、何らかの形でやはり説明をどこかでしておくことが必要かなというふうに思っております。いずれにしても、今後ともそういったことで努力をお願いしたい。

歳出は、事業の完了や縮小などで前年度と比較すると減額となっております。

基金等歳計現金等の公金については、大変リスクに配慮した上で適正に管理されていると思います。平成26年度から定期預金に係るものについて、より効率的な運用に努めているところでございまして大変評価するものでございます。複数の金融機関から見積もりをとって有利なものを対応しているということで、大変そういったことでは安全かつ有利な方法ということが一番求められるわけですが、そういった観点に立ってやられているというふうに思います。

特別会計は、実質収支額は3億8,111万1,000円となっております。一般会計からの赤字補填的な繰入金に依存した運営となっている会計もあるのかなというふうに感じられます。やはり各会計とも独立採算の原則に基づいた経営を求めるものでございます。

今後の課題として、少子高齢化や人口流出等がございまして、大変これから厳しいものがあるだろうと思いますので、新たな事業に取り組む際にはスクラップ・アンド・ビルドはもちろんでございます。従来からやっておりました既存の事業のあり方にもこのままでいいのかどうか十分精査をした上でやっていただきたいなというふうに思います。

限られた財源を有効に使うために、いろいろ工夫や皆さんとの議論を通じていろいろなことが生まれてくるのかなということでございまして、一生懸命各課横断的にいろいろな議論をされているとは思いますが、なおかつ参事課長会議等のそういった会議の場において議論を行うことをして、それぞれ各課がいろいろな課題を持っていると思いますので、そういったことも全部の課長に関係ないということではなくて、皆さんに知ってもらって、皆さんで知恵を出し合うということが必要だと思いますので、横断的な対応を図れるような組織としてやっていただければというふうに思います。

それから、職員の適正配置という観点から、人員削減ということがずっと行われているわけですが、このことが例えば今、権限委譲により事務量も大変増大してきております。そして、将来的にこのままで行って、果たして住民福祉のサービスに対応できることになるのだろうかということで、職員を削減するというのも慎重にやっていただきたいというふうに思います。職員にとっても、職員は市役所の職員でもあり、一市民でもあり、労働者でもあるということは十分に理解していただきたい。そして、職員の職場環境がよくなって、皆さんがやる気を起こせるような、そういった士気高揚を図れるような対応をぜひ図ってほしいというふうに思います。

そういったことで、大変財源の確保についてはいろいろ大変だと思いますが、国、県に働きかける。それぞれの同様にやはり財源の確保に困窮している自治体もあるわけですから、そこいろいろな連携をして、大きなムーブメントを起こすことで実効力を上げることができると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても、現時点での対症療法ではなくて、長期的視点に立って先を見越した上での検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤昇市） 今、代表監査委員の報告の途中でござひますが、本日の会議時間を延長して伺ひますので、よろしくお願ひします。

○代表監査委員（岡 敏夫） 長くなって申しわけござひません。一般会計、特別会計等の審査意見については終わりにします。

続きまして、水道事業の決算審査でござひます。地方公営企業法に基づきまして審査に付され、審査した結果報告をいたします。

審査の期日、審査の対象は以上のとおりでござひます。審査の方法については従来と1から5については同じでござひますが、（6）に公営企業会計制度改正に適切に対応できているかということがござひますので、まず、事業の概要等に入る前にちょっと説明をしておかないといけないかなと思ひますので。

総務省におきまして、平成21年から、この企業会計制度を研究するための研究会を設置しまして検討がなされておひります。関係省令を改正をして、今回の会計基準の大幅な見直しとなつてござひまして、平成26年度から予算及び決算から適用されたということでござひます。

なぜ今、こういうことになつておひるかと思ひますと、人口減社会、インフラ更新、縮小時代というふうに変換する中で、経営の革新、判断に必要な損益の認識、資産、負債の把握等を正確に行ふ必要があるだろうということから、民間企業会計原則の考え方を最大限に取り入れてやつていく。公営企業の経営状況等を的確に把握できるようにしなければならない。地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大を図つていくべきだと、こういうことで今回の改正となつたものでござひます。

その改正の内容は大変多岐にわたつておひまして、事務局で大変な御苦勞をなさいまして、精力的にいろいろと検討、チェックしていただひて、この意見書ができ上つたと言つても過言ではないぐらいに一生懸命やつていただきました。

内容を短時間で説明できるものではござひません。ただ、この意見書の中にはそれなりの解釈も記載されておひりますので、ごらんいただければありがたいと思ひます。

それでは、1ページの事業の概要から入つていきたいと思ひます。平成26年度におきまして、現在もそうでござひますが、現在取水場8カ所、浄水場7カ所、配水場11カ所で稼働してやつておひるところでござひます。以下、1ページのここに書いてあることについては2ページの表のところ記載されておひりますので、ぜひごらんいただひたいと思ひます。

給水人口は2万2,273人ござひまして、人口普及率は80.4%でござひます。簡易水道事業の区域を除く給水区域内人口の普及率は96.6%で、大部分の市民が公営水道の供給を

受ける状況でございます。

有収率は68.4%で、類似団体と比較すると、類似団体は80.5%ですから大変低い状況でございます。

施設利用率は58.0%でございまして、類似団体の平均57.8%を上回っている状況にございます。

予算の執行状況でございます。収益的収入及び支出ですが、収益的収入は予算額に対して100.2%の収入でございます。水道料金改定の影響で料金収入は減少しているものの、地方公営企業制度の改正によりまして、みなし償却制度が廃止になったことに伴い、営業外収益に長期前受金戻入が新たに設けられたことにより、前年度と比較して増収となっております。このみなし償却制度の廃止について、ここに注意書きで説明が記されたものでございます。

収益的支出は、予算額に対して96.2%の執行率でございます。前年度と比較すると増加しておりますが、みなし償却制度の廃止により減価償却費が増加したことが主な要因でございます。

4ページでございます。資本的収入及び支出ですが、決算額は予算額に対して101.4%の収入。前年度と比較すると減収しておりますが、この原因として、前年度に引き続き新規の企業債の借入れが行われなかったこと。一般会計からの繰入金が増加したことが挙げられます。

資本的支出は、前年度と比較すると減額されておりますが、これは高瀬トンネルの配水管布設工事、それから東日本大震災の被害の水道施設補修工事が平成25年で終了し、建設改良費が大幅に減額となったためでございます。さらに、平成25年度は繰上償還のため、企業債償還費が増加してございましたが、平成26年度は通常ベースに戻ったということでございます。

5ページでございます。資本的収支状況ですが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,429万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億5,416万1,000円及び消費税等資本的収支調整額で補填しているところでございます。補填後の内部留保資金残額は10億143万4,000円となっております。

続きまして6ページでございますが、経営の状況ですが、収益から費用を差し引いた差引残高は2,358万5,000円で、当年度の利益ということで生じてございます。収益、費用とも前年度より増加しておりますが、これは地方公営企業会計の制度改正によるところが大変大きいということでございます。

さらにいろいろ書いてありますが、給水収益の減少や制度改正に伴う過年度分譲与等の特別損失への計上などの減要因を、通常分の減価償却の減少や前年度に行った繰上償還による企業債利息などの増要因が上回ったため、総じて当年度純利益は前年度より増加したということで

ございます。

当該年度未処分利益剰余金は1億6,142万4,000円でございます。前年度未処分利益剰余金1億3,254万5,000円ということになってございます。そういったことで、今年度のほうが増えたということになります。当年度純利益2,358万5,000円がございまして、そのうち1割に相当する230万円について議会の議決を経て、減債基金に積み立てるということになっておりまして、先ほど議案が出されまして議決されましたので、減債積立金に積み立てるといえることになると思います。

次に、収益内容ですが、営業収益はこのとおりでございます。前年度と比較すると1,885万円の減少となっております。給水人口の減少がやはり水道使用料に影響を与えているということがございます。営業外収益は、他会計繰入金が173万1,000円、それから、原子力発電事故に係る損害賠償金などの雑収益が173万5,000円の減少となっているが、地方公営企業会計制度の改正により新たに設置されました長期前受金戻入の皆増の影響が大きく、総額で3,541万1,000円の増額となっております。7ページの表のとおりでございます。

8ページは費用内容ですが、営業費用、前年度より増加しているんですが、みなし償却制度の廃止によりまして、長期前受金分の減価償却費が計上されることになり、減価償却が全体で3,377万9,000円増加したということが主な原因でございます。営業外費用は7,799万7,000円となっております。

特別損失は440万1,000円と大きくこれも減少している状況でございます。不納欠損処分が行われておりまして、他の特別損失がこれを上回る額で減少していることがその中身になっておりますが、不納欠損については平成25年度、やはり大口滞納を処分したことにより増加していたが、今年度は通常ベースに戻ったということがございます。9ページがその表でございます。

ここで10ページに経営比率を出していただきました。そこで、数値に括弧書きがありますが、これは今般の会計制度に伴う改正がなかったものとして、前年度と同様の会計で全て計算したものでございます。

総収支比率は、この比率が高いほど経営状態がいいことをあらわしていると。104.6%、経常収支比率は経常費用が経常収益によってどの程度賄われているのかを示すもので、この比率が高いほど経常利益率がいいと、105.5%ということになっております。

営業収支比率は、営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示すもので、この比率が高いほど営業利益率がいいことをあらわします。当年度の比率は113.3%となっております。そういったことでこれを見ますと、前年度の計算方式でやると前年度並みの数字か

なというふうにとらえることができるかと思えます。

11ページの財政状況ですが、会計制度の改正により、貸借対照表に大変大きな影響があったところでございます。建設改良費等の財源の充てるための企業債については、従来は借入資本金として資本の部に区分されておりましたが、これを負債の部に区分することになったものでございます。企業債について、返済までの期間1年以内のものを流動負債、1年を超えるものを固定負債に区分されるということになったものでございます。このことによって、具体的にここに書いてあるとおり、企業債が計上されることになってございます。

みなし償却制度の廃止により、ここもいろいろ書いてございますが、具体的には資本の部に区分されていた資本剰余金及び自己資本金の一部が負債の部の長期前受金に振り替えられた上で、そこから減価償却見合い分が長期前受金収益化累計額として除かれるというふうになったものでございます。引当金の計上の義務化も出てきてございます。

これらの結果、資産が減少して負債が大きく増加したということで、財務内容は全体として悪化した状態が表示される状況になったというところでございます。ただ、これまでの経営内容が大きく変化するものではないというふうに見ています。

資産については、資産総額は61億2,102万4,000円でございます。前年度と比べまして大幅に減少しているところでございます。固定資産は50億8,788万6,000円でこれも減少してございます。流動資産については10億3,313万8,000円でございます。現金預金が10億2,314万4,000円、未収金795万9,000円でございます。

なお、この営業未収金の内訳は、15ページの表に書いてあるとおりでございますのでごらんいただきたいと思えます。12ページはその表でございます。

負債及び資本でございますが、負債は建設改良費等の財源に充てるため発行した企業債について、借入資本金として資本の部に区分していたところが、制度改正により負債の部に区分することとなったというところでございます。前年度と比べて大きく増加している状況になってございます。

固定負債、ここに書いてあるとおり、流動負債もそのとおりでございます。かなり大きく増加しているところでございます。

営業外未払金、対前年度で大きく増加しておりますが、これは全額未払消費税であります。消費税の税率改正の影響によると増加が大きいというところでございます。

資本でございますが、資本金及び剰余金を合わせた21億511万9,000円でございます。資本のほうは大きく減少しているという状況でございます。企業会計制度の改正によるところが、そういったことが大きな要因でございます。

合併前の旧烏山町、旧南那須町の固定資産の補助金等相当額16億637万2,000円に

については、従来は資本の部の自己資本金に計上されていたところですが、平成27年の3月の議会においての議決により、負債の部の長期前受金に振り替えられたところでございます。

剰余金のうち資本剰余金については、制度改正に伴いましてその他資本剰余金に計上されていた固定資産の財源に充てられていた補助金等が皆減となったほか、受贈財産評価額のうち土地を除く314万円が長期前受金に振り替えられているところでございます。

一方で利益剰余金は、前年度の額に当年度純利益を加え、総額で1億6,742万4,000円と増加しているところでございます。以上、14ページの表のとおりです。

水道料金の合計未納状況でございますが、平成27年3月31日現在で過年度分99件、当年度分507件、606件をこの表に書いてあるとおおり未納状況があるものでございます。いろいろと給水停止処分取扱規程に基づき整備を進めているところでございますが、なかなか思うようにいかないところもあるようでございますが、努力をお願いしたいと思います。

平成27年3月31日、平成15年度から平成21年度までの未納水道料金64件、140万2,593円を不納欠損処分をしているところでございます。状況はこの表のとおりでございます。

財務比率でございますが、さっきの収支比率と同じように括弧書きについては前年と同様の計算方式でやったところでございます。制度改正がなかったことを仮定すると、前年度と大きな変わりはなく、類似団体平均と比較してもおおむね適正な水準というところでございます。

自己資本構成比率、総資本に占める自己資本の割合で示すもので、この割合が大きいほど経営に安定性があると言われてございます。46.0%となっております。

固定資産対長期資本比率、企業の健全性を示すもので、この比率が100%以下が望ましいとされてございまして、当年度は87.2%となっております。

固定比率は自己資本と固定資産との比率を示すもので、100%以下が望ましいとされておりますが、水道事業のようにその性格上、固定資産を多く必要とする事業では、施設等の建設には借入金等に依存せざるを得ないものでございまして、また、借入金等についても低利かつ安全に資金を導入することができるため、自己資本以上に固定資産を有していても、必ずしも不安定な状態を示すものではないというふうに言われてございます。当年度は180.6%となっております。

流動比率は、事業の資金繰り等その支払い能力を示すもので、1年以内に現金化できる資産と支払わなければならない負債とを比較するもので、短期債務に対する支払い能力を示しているもので、この比率は高いほど望ましいとされてございます。当年度は357.6%、前年度と比べて大変減少しているということでございます。

以上でございまして、最後に18ページでございますが、審査結果でございまして、計数に

については正確でございまして、適法に処理されていると認められると思います。半世紀ぶりに公営企業会計制度が大幅に改正されたことで、当年度から新会計制度が適用されました。これに伴う移行処理についても、審査の範囲内においては正確に行われていると判断できます。

経営状況は2,358万5,000円の純利益を計上しているところでございます。総収支比率、経常収支比率、営業収支比率、いずれも100%を上回っており、健全な経営状況にあると言えるかと思えます。

財政状況については、貸借対照表や財政比率を見る限り昨年度より悪化しているが、これは制度改正に伴い、より実態に即した状態を示すこととなったものでございます。比率の値はいずれも水道事業会計としては適正な水準を保っていると言えます。

市の人口が減少しておりますこと、さらには市が平成26年4月から10.4%の料金改定がありましたので、さらに今後とも料金収入の減少が危惧されるところでございます。

有収率は68.4%と依然として低位の状況にございます。有収率の向上に引き続き努力をお願いしたいと思います。

今後の大きな課題としては、大変長い期間、莫大な費用を要する老朽管更新事業が予定されていることが挙げられます。多額の企業債の元利償還金、減価償却費が後年度の経営を圧迫してくることが想定される。更新計画を踏まえた財政計画を策定し、中長期的視点で経営に当たられることを強く希望するものでございます。莫大な費用を要するというところでございますので、その財源の確保に困難を極めているのは本市だけではございません。ほかの自治体でも大変な問題として受けとめていると思えます。そのような状況に置かれている団体と連携し、国や県に要望活動を行うなど、今のような補助金のレベルでは対応できないということで、財源確保の要望をしていただくとよろしいかというふうに思います。

経営に関しては、余分な支出を抑える、多くの収入を確保することを常に意識されたい。特に、企業債の借り入れには利息を伴いまして、これは預金利息とは全然違うほど利息は高くなるわけですが、これを繰り上げて償還することで後年度の費用を削減できるということで、意見を申し上げているところでございます。現在、調整中とのことでございますが、手持ちの資金で対応可能なものはできる限り償還して費用圧縮に努めるべきであろうというふうに思われます。なお、決済用普通預金で積み立てられていた留保資金の一部を定期預金に振り替えられたことは一歩前進であると思えます。さらに、先ほど申し上げていた繰上償還とかあるいは定期預金とかいろいろと対応を考えていただきたいというふうに思います。

それから、水道事業の安定的な運営のために、豊富な経験や知識、技能を有するスタッフが不可欠でありますので、現在のところ、少ない人数で何とかやりくりしている状況でございまして、後継者の育成がちょっと進んでいないのかなということが見受けられますので、その

辺の対応についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の審査意見の報告を終わりにしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明及び決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、9月7日に行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、平成26年度決算の質疑については、9月7日に行うことといたします。

◎日程第27 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（佐藤昇市） 日程第27 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は付託第1号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり陳情書第7号は所管の経済建設常任委員会に、陳情書第8号は総務企画常任委員会に付託いたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、明日午前10時に開きます。本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

〔午後 5時20分散会〕